

(監査事務局 包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表)

**監査委員公表第555号**

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事、大分県教育委員会委員長及び大分県公安委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月14日

大分県監査委員 米 濱 光 郎  
 大分県監査委員 柳 井 貞 美  
 大分県監査委員 桜 木 博  
 大分県監査委員 酒 井 喜 親

○ 措置状況の概要

1 平成24年度包括外部監査結果（平25. 3. 29公表）に対する措置状況

- (1) 監査テーマ：「大分県における資産・負債に係る財務事務の執行及び管理等について」
- (2) 概 要

監査結果 項目	監査結果		措置の内容		
	指摘事項	監査意見	対応済	対応困難 対応不可	検討中
監査対象の概要把握		2件	2件		
県有財産	13件	31件	14件 29件	2件	
インフラ資産のアセットマネジメント	3件	4件	3件 4件		
基金	4件	39件	4件 37件		2件
貸付金	2件	20件	1件 17件	1件	1件 2件
地方債		1件	1件		
(件数合計)	22件	97件	22件	3件	1件 4件
	119件		112件	3件	5件
			120件		

\*監査結果の件数と措置の件数が異なるのは、一つの指摘事項に対して二つの部局がそれぞれ措置を講じたものがあるため。

2 平成23年度包括外部監査結果（平24. 3. 30公表）に対する措置状況

- (1) 監査テーマ：「大分県における補助金等について」  
 (2) 概要

平成24年度に監査委員あてに通知された措置状況のうち「検討中」となっていた12件について再度通知があった。  
 ・「対応済」7件、「検討中」5件

3 平成22年度包括外部監査結果（平23. 3. 31公表）に対する措置状況

- (1) 監査テーマ：「大分県における外郭団体の事業運営とこれに対するモニタリング及び統制」  
 (2) 概要

平成24年度に監査委員あてに通知された措置状況のうち「検討中」となっていた4件について再度通知があった。  
 ・「対応済」2件、「対応困難」1件、「検討中」1件

平成25年3月29日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：大分県における資産・負債に係る財務事務の執行及び管理等について)

監査結果 項目	監 査 結 果	措 置 の 内 容	備 考
監査対象の概要把握			
売却可能資産の範囲	<p>【監査意見】                      大分県の場合、開示されている貸借対照表において、普通財産として区分されているものを全て売却可能資産として計上している。売却可能資産を貸借対照表において別掲することの背景には、自治体において資産・債務に関する情報開示と適正な管理を進めるとともに、債務の圧縮や財源確保を図るため、遊休資産や未利用資産の売却促進等に積極的に取り組むことが求められていることがある。                      したがって、単に開示という観点だけでなく、管理のための有用性も含めて、貸借対照表における売却可能資産の範囲を再度検討されたい。</p>	<p>現在、本県では、貸借対照表における売却可能資産の対象範囲は、「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に基づき、すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産としている。                      そこで、今年度からは、対象範囲を絞り込み、長期に貸し付けている普通財産など売却可能性の低い財産を対象から除外している。  <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書                      34～35ページ                      (62～64ページ)                      総務部</p>
情報開示の時期	<p>【監査意見】                      財務諸表に関する情報の開示が行われたのが11月であり、決算日（事業年度末日3月31日）より8箇月を経過しているという状況となっている。もちろん決算データを組み替える都合上決算が確定しなければならず、議会による確定を待つ必要があることは承知しており、またかなりの時間と労力をかけて作成した情報がどこまで利用されているのかといった疑問があることもわかるが、現状はタイムリーなディスクローズという観点からは改善の余地がある</p>	<p>本県では、出納整理期間終了後の6月から決算集計作業を開始し、8月中旬に決算見込みの公表を行っている。財務諸表に関しては、庁舎や公共土木施設などの資産評価をはじめ、関係団体が作成する財務諸表との連結作業が必要であることなどから、これまで11月に公表していたが、今年度は、関係所属間において、更に効率的な作成に努め、10月中に公表したところである。                      これにより、全国でもトップクラスの早期開示が実現している。</p>	<p>報告書35ページ                      (64ページ)                      総務部</p>

	と言わざるを得ない。	【対応済】	
県有財産			
(1)コスト情報の整備	<p>【監査意見】</p> <p>資産に関する戦略を検討するためにも、現在17大規模施設に限られているLCC（ライフサイクルコスト）を全ての施設について算定する必要がある。全てを個別に算定することが不可能だとしても、構造や建築からの経過年数等、いくつかの指標に基づいてグループ分けする等、経済的かつ合理的な方法に基づき算定するよう検討されたい。</p>	<p>ライフサイクルコストの算定については、総合体育館、県立図書館など17の大規模施設の取組を先行し、マネジメントのノウハウを蓄積しているところである。</p> <p>また、現在、改修工事实績などの施設保全情報の整備について「施設台帳管理システム」により一元化や共有化に取り組んでおり、今後、構造や建築からの経過年数等を基に施設のグループ分けを行った上で簡易な手法により、ライフサイクルコストの算定を行う。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書44ページ (81～82ページ) 総務部</p>
	<p>【監査意見】</p> <p>現状は施設維持あるいは資産保有の継続を判断するための意思決定に有効な情報が整備されていない。今後、資産に関する戦略を検討するため、LCC（ライフサイクルコスト）のほかにも、当該施設を運営するにあたっての行政コストや発生主義によるコスト情報等を整備することを検討されたい。</p>	<p>行政コスト等把握のためには、施設運営に係る情報整備が必要であり、指定管理施設を対象に実施しているモニタリングや評価の手法を参考にしながら、典型的な施設でモデル的にコスト情報等を整備する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 44～46ページ (82～85ページ) 総務部</p>
(2)庁舎管理業務等に係る合理化	<p>【監査意見】</p> <p>今後、以下の庁舎管理業務等に係る合理化を行い、庁舎管理やその他施設に係るコスト削減を進める必要がある。</p> <p>1) 契約に係る事務作業の集約の検討</p> <p>現在、大分県では各振興局及び出先機関の付帯設備保守点検業務、清掃、警備業務等の委託契約事務作業はそれぞれの箇所において取り行われており、この契約に係る事務作業を集約化することによって業務の効率化につながる可能性があるため、検討する必要がある。</p> <p>2) 契約内容の検討</p> <p>① 一括発注ないしエリア発注の検討</p> <p>清掃業務、警備や電気設備等の保守点検作業等につき、本庁、各総合庁舎等の庁舎管理業務の一括発注を行うことにより、県全体としてコスト削減につながる可能性があることから、検討する必要がある。</p> <p>② 仕様の統一的運用及び契約情報の一元化、共有化</p> <p>本庁舎、各総合庁舎及びこれら以外の県有施設</p>	<p>庁舎管理業務については、「庁舎管理マニュアル」（平成19年3月策定）の改訂を平成25年度中に行うこととしており、委託業務の仕様及び積算の標準化等に取り組む。</p> <p>また、事務の効率化の観点から、振興局管内での契約事務の集約化等について、モデル地域での取組を検討する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書46ページ (85ページ) 総務部</p>

	<p>において、各種管理業務に関し、その仕様（業務の中身）については庁舎管理マニュアルが作成され、各箇所に配付されている。しかし、これを運用した結果としての契約内容に関する情報の一元化、共有化を行う必要がある。情報を共有化するだけでもコスト縮減の効果が期待されると考えられる。</p>		
<p>(3) 県有財産に関する情報の一元管理と全体最適の検討</p>	<p><b>【監査意見】</b>          少子高齢化等による行政に対するニーズの変化、未利用・低利用の土地や施設の発生、施設の老朽化と維持保全コストの増加といった、状況の変化に対応して、財産を有効に利活用し、的確に行政サービスを提供していくには、未利用・低利用財産はもたらろん、これにとどまらず、現在使用されている財産についても、県全体の観点から最適な利活用の状態となっているのかということも含めてモニタリングすることが必要となる。          そのためには、これまで以上に情報を一元管理してマネジメントする必要性から、土地及び建物の利活用状況に関する情報を集約する必要がある。また未利用・低利用となる可能性については、早めに対応がとれるよう、あらかじめ将来予測も含めて把握できるようにする必要がある。          具体的には県有財産経営室の年間一回の未利用財産調査の際、各所管課より未利用財産だけでなく、所管している全ての財産に対する利活用状況（使用許可や貸付の状況を含む）の報告を義務付けることによって、財産の利活用や管理状況のモニタリングを受ける仕組みとすること等が考えられる。これによって財産の利活用や管理状況に対する内部統制を整えることができ、県有財産に関する情報も共有化され、迅速な対応がとれる体制ができるとともに、現在の各財産の状況が県全体にとって最適な利活用状態であるのかを検討するきっかけとすることができると考えられる。</p>	<p>公の施設については、各財産所管課で利用者数や利用者からの意見・要望等利活用情報を把握しているが、状況の変化等に的確に対応するためには、これらの情報の一元管理や共有化が必要である。          「新県有財産利活用推進計画」（平成21年3月策定）について、更なる利活用の推進を目的に、平成25年11月に改訂したところであり、これに併せて、各財産の貸付状況や市町村との利活用に向けた協議状況、売却の引き合いなど各種情報を、随時、一元管理・共有化できるカルテの作成を行うこととしている。  <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書          46～47ページ          (86～88ページ)          総務部</p>
	<p><b>【監査意見】</b>          旧杵築警察署（現杵築幹部交番、杵築市杵築）については、警察署の統合により交番化した施設であり、人員規模等の縮小があったと考えられるが、従来からの土地・建物を継続的に使用している。資産の効率的な活用を図るといった観点から、このままの利用が県有財産の規模に照らして適合しているのか、</p>	<p>杵築幹部交番については、次の考えから、旧杵築警察署庁舎を活用することとした。          ・市街地に近い国道沿いで利便性が高く、治安維持の拠点にふさわしい。          ・コスト面も含めて代替地の確保が困難である。          ・来庁者の駐車場も含め運転免許事務等を賄うだけの施設の規模が必要。</p>	<p>報告書          47～48ページ          (88～89ページ)          警察本部</p>

<p>県全体の観点から検討されたい。</p>	<p>なお、当面はこのまま活用を継続するが、現庁舎は築後35年経過しており、大規模な改修や建替え等の必要が生じる場合は、移転及び規模縮小も含めて検討を図る予定である。</p> <p>【対応困難】</p>	
<p>【監査意見】旧土木材料試験室      県としては、(財)大分県建設技術センターより年間約390万円の賃料を得てはいるが、土木建築部道路課が敷地内の一部を倉庫程度に使用しているのみであり、その利活用としては十分とは言えない。大部分を同財団が使用していることから、県は将来的にも積極的に利用する用途がなければ、同財団に買取りを依頼する方向で検討されたい。</p>	<p>(公財)大分県建設技術センターは、将来の新庁舎建設に備えて施設整備資金等の積立てを行っており、その将来計画の条件として、現在3箇所に分散している事業施設を同一場所で一体的に行えるような十分な面積を有する場所での建替えを希望していること、また、新庁舎建設の時期として平成40年度を目標としていること、加えて、新庁舎建設までは現状どおり借上げでの事業継続を前提としていることから、将来的に建設計画を具体化する段階において当該県有財産を建設候補地として検討する余地はあるにしても、現段階においては旧材料試験室の県有財産を買取りできる状況にない。</p> <p>さらに、同財団は、平成25年4月1日に公益財団法人に移行し、特に材料試験業務は、建設工事全般についての県内で唯一の公的指定試験機関として、公共、民間を問わず年間7,000件以上の需要がある。</p> <p>県では、公共工事の品質を確保するため、コンクリートや鋼材などの重要な材料については、中立かつ公正な立場で品質が証明できる公的試験機関の試験成績表を必須としており、センターの行う材料試験業務の停滞は、避けなければならない。</p> <p>そうした中、当該土地及び建物の売却に当たっては、新たに材料試験業務を一定期間継続的に行える物件を確保せねばならず、また、試験機器の移設に膨大な費用が見込まれることから、安定的な材料試験が見込まれない場合は、県民サービスの低下を招くことになる。</p> <p>したがって、当分の間は、現状のとおり貸付けで対応することとする。</p> <p>なお、旧材料試験室のうち旧道路課運転手控室については、用途廃止のうえ普通財産とし、平成25年度から同財団に貸し付けている。</p> <p>【対応困難】</p>	<p>報告書48ページ        (89～90ページ)        土木建築部</p>
<p>【監査意見】大分川廃川敷地 2,440㎡      大分市大字古国府の大分川廃川敷地については、現在、大分県森林組合連合会のみが駐車場及び展示場用地として利用している。正規の貸付料を計算す</p>	<p>貸付地のうち、駐車場用地については、大分県森林組合連合会と平成25年2月、3月、6月に売却に向けての交渉を行っている。売却協議が整うまでは、引き続き貸付けを実施する。</p>	<p>報告書        48～49ページ        (90～91ページ)        農林水産部</p>

	<p>ると年間3,019,735円のところ、減免により県は年間488,900円のみ収納しているが、県としては今後も利用見込みがないことから、同組合との間で売却の交渉をすることが妥当と考える。</p>	<p>また、展示場用地については、県産材の需要拡大のためのモデル展示事業敷地として利用しているので、無償貸付けを継続することとした。 【対応済】</p>	
	<p>【監査意見】聴力障害福祉会館跡地 聴力障害福祉会館跡地は、普通財産として障害福祉課の所管のまま土木建築部に使用承認されているが、現在仮換地状態であり、今後大分駅周辺整備事業に伴い大分市の精算を待つという状況にある。この土地については県全体の視点から、倉庫敷地として利用している土木建築部に所管換えを行うか、特殊な状況にある不動産として専門性の観点から県有財産経営室に所管換えを行っておくべきである。</p>	<p>当該地は、県全体の視点で有効な利活用の検討を行うため、平成25年12月に県有財産経営室に所管換えを行った。 【対応済】</p>	<p>報告書49ページ(91ページ) 福祉保健部</p>
<p>(4) 県の組織全体の連携・協力体制</p>	<p>【監査意見】 未利用資産や低利用資産が増加してきており、これまで以上に利活用の検討や処理の努力を行う必要がある。そのためには、縦割りを超えた連携・協力体制が必要であり、以下の点を検討されたい。 ① 県有財産経営室と施設整備課の執務場所を隣接させ、常時コミュニケーションをとりやすい体制にする。 ② 教育庁及び警察において所有不動産を処理している人員が、県有財産経営室と連携し、必要に応じて共同作業を行える体制とする。 ③ 県有財産経営室は積極的に未利用・低利用財産を各所管部局より引き受け、専門性を高めて、これまで以上に機能する必要がある。また各所管部局は可能な限り県有財産経営室に協力をいとわず、連携して利活用に取り組む必要がある。</p>	<p>県有財産経営室は、関係所属への財産に関する定期的なヒアリングを行ったり、各部局横断の組織である県有財産利活用等検討委員会、同幹事会を活用し、利活用協議を行い、各部局の売却事務等を支援している。今後も「新県有財産利活用推進計画（改訂版）」の進行管理を行いながら、利活用事務の円滑化に積極的に取り組む。 また、ファシリティマネジメント推進の観点から県有財産経営室に配置している施設整備課3名及び用度管財課1名の兼務職員との連携を密に行うとともに、教育庁及び警察を含めた関係所属についても、課題把握と情報共有に努めていく。 こうした取組を強化して、県有財産経営室が、これまで以上にイニシアティブをとっていくことにより、利活用の更なる取組を進める。 【対応済】</p>	<p>報告書49～50ページ(91～94ページ) 総務部</p>
	<p>【監査意見】 現地を視察した状況や関係者と面談した結果、未利用資産の処分が進行せず滞留している原因として、未利用資産の処理のための費用（測量や境界確認等）が部局の予算となっていることや、各所管部局の処分に対する意識の問題もあると考えられることから、以下の改善策を検討されたい。 ④ 処分のための予算を各部局予算とするのではなく、全体予算とすること（県有財産経営室所管分に留まらない）。 ⑤ 処分の結果生じた収入の一部を当該部局の未利用資産の処理のための費用（測量や境界確認等）に充てることのできる仕組みとし、各所管部局が</p>	<p>「新県有財産利活用推進計画（改訂版）」の推進に要する経費を県有財産経営室で予算化する。 【対応済】</p>	<p>報告書49ページ(92ページ) 総務部</p>

<p>処理を行うインセンティブ（誘因）を組み込む。</p>		
<p>【監査意見】宇佐地区宿舎 宇佐市の担当者と面談したところ、売却が行えていない3つの理由のうち、2つについては解決できる心証を得た。最後の課題についても県の公営住宅室と連携して解決することで売却が可能と考えられることから、立地条件の面からも早急に売却に向けた対応の必要がある。</p>	<p>県の公営住宅室の接面道路の問題は解決したため、導入路と市道認定の関係は宇佐市に解決への協力を求め、解決でき次第売却する。 【対応済】</p>	<p>報告書 50～51ページ (94～95ページ) 総務部</p>
<p>【監査意見】中津地区宿舎 導入路が共有名義である等、売却のための障害はあるが、地域としては中心街に近く閑静な住宅街であることから、好条件もあり売却可能と考えられる。売却に向けた対応を進める必要がある。</p>	<p>導入路が共有名義となっていることから、現在、地域住民との調整を行っており、調整が整い次第売却する。 【対応済】</p>	<p>報告書51ページ (95ページ) 総務部</p>
<p>【監査意見】宇佐地区宿舎跡地（1号） 隣接地との境界確認を行って、売却を進める必要がある。仮に境界確認が不可能だとしても、貸付けを行う余地はあることから、検討すべきである。</p>	<p>共有名義人多数の境界確認を要する事案であり、関係市、地域住民等と協議しながら、売却困難な場合は貸し付ける。 【対応済】</p>	<p>報告書51ページ (96ページ) 総務部</p>
<p>【監査意見】玖珠地区宿舎（2号） 売却のためには境界確認を行わなければならないが、隣接地の所有者と面談ができていない。粘り強く交渉を行い、売却を進展させる必要がある。</p>	<p>境界確認困難事案であるが、今後とも、隣接所有者との調整を進め、売却する。 【対応済】</p>	<p>報告書52ページ (97ページ) 総務部</p>
<p>【監査意見】旧浅海研究所 施設の特性や立地から判断して、今後の利活用の検討は難航し、時間を要することが考えられることから、公開している未利用財産のリストに掲載するとともに、所在地の市等と連絡を取り、地域の実状に合った再利用や処分等を検討する取組を早急に開始する必要がある。</p>	<p>平成24年度末に土地の処分に必要な測量・境界確認を完了させた。 平成25年6月に豊後高田市に取得を打診し、一部の土地について処分に向けた協議を開始した。 残りの土地についても、平成25年11月に県有財産経営室ホームページの「今後売却準備を進める物件」に掲載を終えたことから、処分に向けて手続を進めていく。 【対応済】</p>	<p>報告書52ページ (97ページ) 農林水産部</p>
<p>【監査意見】旧浅海研究所 研究所移転に伴って研究設備等を新施設に移動させているが、旧庁舎に入ってみると実験器具等使用可能なものが残っていた。新施設から必要な都度取りに来ているとのことであるが、非効率でもあることから、使用可能なものは新施設に速やかに移動させて整理すべきである。</p>	<p>平成25年2月及び3月に、利用可能な実験器具等を新施設に移動させるとともに、使用頻度の低いものは処分を行った。 【対応済】</p>	<p>報告書52ページ (98ページ) 農林水産部</p>
<p>【監査意見】農林水産研究指導センター（宇佐）</p>	<p>平成24年度末に土地の処分に必要な測量・境界確</p>	<p>報告書52ページ</p>

	<p>職員宿舎6棟 売却処分の方針であるが、立看板の設置や情報の開示等売却のための努力を行う必要がある。また、建物は総務部、土地は農林水産部の研究普及課の所管とされており、処分を進める体制が不明確であった。現地での掲示、及びインターネット等での開示、市町村等への問合せ等、処分のための努力を行う必要がある。</p>	<p>認を完了させた。 平成25年12月に総務部において一般競争入札を実施し、平成26年1月に売買契約を締結した。 【対応済】</p>	<p>(98ページ) 農林水産部</p>
	<p>【監査意見】内水面研究所 職員宿舎及び所長宿舎 物件を売却する意思決定を行っており、「大分県新県有財産利活用推進計画」にも記載されていることから、立看板の設置や地元との折衝等処分への準備を行うべきである。</p>	<p>平成24年度末に測量・境界確認を終了させたところであるが、その際に所長宿舎敷地及び隣接する内水面チームの庁舎敷地が、宇佐市（旧安心院町）から条件付きで寄付を受けた土地であることが判明した。 所長宿舎の敷地については、内水面チームのあり方について検討を行った後に、宇佐市と協議を行うこととした。 また、職員宿舎については、平成25年9月に宇佐市に取得を打診したが希望がなかったこと、評価額がマイナスとなることを踏まえながら引き続き処分に向けて手続を進めていく。 【対応済】</p>	<p>報告書53ページ (99ページ) 農林水産部</p>
	<p>【監査意見】農林水産研究指導センター（三重） 職員宿舎 市の総合運動公園に隣接し、市場性は高いとみられるとともに、現在施設の一部は使用されてはいるが建物は耐震上の問題も抱えていると考えられることから、地元の市等と土地の売却等の交渉を行う必要がある。</p>	<p>平成24年度末に土地の処分に必要な測量・境界確認を完了させた。 当該財産が都市計画公園区域内にあり、将来的に豊後大野市で活用される見込みが高いことを踏まえ、平成25年7月に市に土地の取得について打診したところ、前向きな姿勢を示したことから、引き続き市と協議を行い処分を進めていく。 【対応済】</p>	<p>報告書53ページ (99～100ページ) 農林水産部</p>
	<p>【監査意見】教育関連宿舎その他 用途廃止した教育関連の宿舎の処分は処分計画を作成して取り組んでいるが、人員や習熟度等の問題から、処分が滞留している。県有財産経営室と連携して速やかに取り組む必要がある。</p>	<p>県有財産経営室と連携を密にし、平成25年9月から、未利用の物件を県有財産経営室のホームページで情報提供するなどにより、売却処分に取り組んでいる。 【対応済】</p>	<p>報告書53ページ (100ページ) 教育庁</p>
<p>(5) 県有財産利活用等検討委員会について</p>	<p>【監査意見】 県有財産の有効利用を図る目的のために設けられた県有財産利活用等検討委員会及びより実務レベルの幹事会、並びに外部有識者を加えた県有財産利活用検討専門会議については、平成15年度から平成17年度まで活発に開催されてきたが、近時、ほとんど開催されなくなっている。</p>	<p>歳入確保の観点から推進してきた5箇年計画である「新県有財産利活用推進計画」策定の折には、広くアイデア・意見を募集するため、有識者や不動産取引関係者等で構成される「県有財産利活用検討専門会議」等を開催した。 また、平成25年度の上記計画の改訂作業の過程において、未利用財産の活用方法について、庁内各部</p>	<p>報告書 54～55ページ (101～104ページ) 総務部</p>



	<p>大型案件が少ないということかもしれないが、売却が進まなくなってきた状況も踏まえると開催の必要性は高くなってきていると言えることから、活性化が必要である。</p> <p>また、現在のホームページによる売却予定地の開示だけでなく、未利用財産の活用方法について広く民間からアイデアや意見を募集する仕組みを作る必要がある。応募されたアイデアや意見については関係部局と実現可能性について検討するとともに応募アイデア及び検討結果について主なものをホームページで公表することが望ましい。</p>	<p>局や民間のアイデア・意見を広く反映させるため、左記委員会及び専門会議をそれぞれ2回開催するなど、その活用を図った。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【監査意見】</p> <p>利用見込みのない県有財産は従来から売却することを基本として処分を進め、その他にも定期借地契約による貸付けやPFIによる利用、また一時的に有料駐車場として貸付け等、様々な利活用方法が実施されてきた。しかし、昨今の経済情勢により企業等が初期投資を抑える傾向にあること等からこれまでの形態に加えて民間ニーズを踏まえた新たな活用方法も検討する必要がある。例えば、高齢者福祉等の公共サービス需要の増加に対して、新たに要綱を作成し、県の未利用地、低利用地を利用して、市町村の施設整備方針を踏まえた上で貸付地を選定し、公募により事業者にて定期借地方式で貸し付ける制度等も検討の余地がある。</p>	<p>物件の状況ごとに多様な民間ニーズを把握するとともに、利活用の手法が多様化していることを踏まえ、学識経験者、金融機関、不動産鑑定士、宅地建物取引主任者等民間の委員で構成される「県有財産利活用検討専門会議」を活用するとともに、当該ニーズに応えられるよう、さまざまな利活用について研究していく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 55～56ページ (104～105ページ) 総務部</p>
<p>(6) 県有財産の日常管理</p>	<p>【指摘事項】 千源寺住宅跡地 未利用地である公営住宅室管理の千源寺住宅跡地に、近隣事業者等が無断駐車していた。無断駐車防止と早期売却等を図る必要がある。</p>	<p>当該土地を近隣事業者が従業員駐車場及び資材置き場として使用する賃貸借契約を、平成25年11月28日付けで締結した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書56ページ (105ページ) 土木建築部</p>
	<p>【指摘事項】 青江地区公共埠頭背後地 港湾課所管の青江地区公共埠頭背後地 (1,795㎡) に無断駐車が行われていたため早急に是正する必要がある。</p> <p>港湾課として行政利用目的がないのであれば、売却を検討するか、普通財産として貸付けを行うべきである。</p>	<p>無断駐車については、所有者が分からなかったため、平成25年2月に貼り紙により駐車禁止を周知した結果、県有地内のすべての車両を一掃することができた。現在は県有地の周囲にロープを張り無断駐車できないようにしている。</p> <p>今後は港湾施設としての活用予定もないため、平成25年9月に用途廃止し、普通財産とした。今後、県有財産経営室に売却依頼を行い、売却を進めていくこととした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書56ページ (105～106ページ) 土木建築部</p>
	<p>【指摘事項】 杵築教職員住宅 杵築高校教職員住宅 (杵築市南杵築) を視察した</p>	<p>平成25年3月に不法占用防止策として、「立入禁止」の看板とロープを設置した。</p>	<p>報告書 56～57ページ</p>

<p>ところ、不法占用を防止するためのテープ線や看板等が設置されておらず、敷地内に車両が無断駐車されていた。不適切な利用を防止するための対策を講じる必要がある。</p>	<p>また、未利用物件の現地確認は、各管理校と連携して実施するとともに、平成25年4月以降、取りまとめ部署である福利課が計画的に直接現地を確認し、現状を適切に把握している。 【対応済】</p>	<p>(106～107ページ) 教育庁</p>
<p>【指摘事項】宗方宿舎跡地 宗方宿舎跡地（大分市上宗方）を視察したところ、近隣住民が駐車場として利用していた。適切な現地確認を行うとともに、不法占用等不適切な利用を防止するための改善措置を行う必要がある。</p>	<p>平成25年3月に不法占用防止策として、「立入禁止」の看板とロープを設置した。 また、未利用物件の現地確認は、各管理校と連携して実施するとともに、平成25年4月以降、取りまとめ部署である福利課が計画的に直接現地を確認し、現状を適切に把握している。 【対応済】</p>	<p>報告書57ページ (107ページ) 教育庁</p>
<p>【監査意見】定期的な現地確認 教職員住宅、校長宿舎等未利用物件が増加しているが、現地確認が行われていない物件があった。未利用物件の増加に対して、取りまとめ部署で現地確認が適切に行われていることを把握する仕組みが必要と考えられる。</p>	<p>未利用物件の現地確認は、各管理校と連携して実施するとともに、平成25年4月以降、取りまとめ部署である福利課が計画的に直接現地を確認し、現状を適切に把握している。 【対応済】</p>	<p>報告書57ページ (107～108ページ) 教育庁</p>
<p>【指摘事項】敷戸職員住宅 敷戸職員住宅（大分市敷戸北町）を視察したところ、不法占用を防止するためのロープや看板等が設置されておらず、施錠されていない倉庫もあった。不適切な利用を防止するための管理を行う必要がある。</p>	<p>敷戸職員住宅の管理については、平成24年11月に、階段出入口をコンパネボードで封鎖（施錠）し、同敷地の不法占用を防止するため、敷地内入口にロープ等を敷設し、立入禁止の警告看板を設置した。また、倉庫扉の故障箇所は、扉が開かないよう釘打ちによる施錠を行った。なお、敷戸職員住宅の土地・建物については、平成26年1月に売却済みである。 【対応済】</p>	<p>報告書57ページ (108ページ) 警察本部</p>
<p>【監査意見】防災資機材倉庫 防災資機材の入庫が平成24年3月に行われているが、管理簿が平成23年5月以降更新されていなかった。また、資機材管理簿の一部に記入誤りがあった。適時適切な資機材管理簿の作成・更新を行う必要がある。</p>	<p>管理簿の更新漏れ、誤記入については、監査結果を受け、直ちに改めた。 また、倉庫の現状確認を四半期ごとに実施することとし、管理簿については受払いの都度、更新を行っている。 【対応済】</p>	<p>報告書 57～58ページ (108～109ページ) 生活環境部</p>
<p>【監査意見】防災資機材倉庫 防災資機材倉庫を視察したところ、消火薬剤の缶に製造年月日は明示されているが納入時期が明示されていないものがあり、管理簿には納入時期は記載されているが製造年月日の記載がないものがあった。これでは、現物と管理簿の正確な照合ができないことから、今後は管理簿にも製造年月日を明らかにして、現物と管理簿を照合しやすいように工夫する必</p>	<p>平成24年度の消火薬剤購入分から、消火薬剤の缶に「製造年月日」、「納入年月日」を印字している。 また、今回の監査を契機に、より適正な管理ができるよう管理簿を見直し、製造・納入・廃棄年月日の明示、管理簿記入担当者及び管理担当者の押印、配置図、写真等関係書類を整備することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書58ページ (109ページ) 生活環境部</p>

	要がある。		
(7)処理の遅れ	<p>【指摘事項】 下市住宅跡地          県営の下市住宅は平成15年に用途廃止され、取壊し済みである。現在県営・町営で共同利用していた集会所のみが残り、それ以外は更地の状態で放置されているが、道路に面していないため売却が難しい状態である。一方、この県営住宅が移転した大仏住宅の土地は宇佐市から借りており、宇佐市と解決策について早急に協議するべきである。</p>	<p>平成25年3月に、交換の対象区域について、取引事例比較法による鑑定を行ったところ、単価で約6%、合計額で約0.25%の価格差となった。その結果について宇佐市と協議したが、宇佐市が下市住宅跡地の利用計画がないことを理由に交換しないことになった。よって、下市住宅跡地は県が公売することとし、必要な手続を進める。また、集会所については評価額がゼロであり、宇佐市が引き続き使用するため、平成26年度中の宇佐市への譲渡を進める。          なお、大仏住宅については、今後も市との貸借契約を継続することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書58ページ          (109～110ページ)          土木建築部</p>
(8)使用料・貸付料の処理	<p>【指摘事項】 総合社会福祉会館に係る使用料減免の取扱い          大分県社会福祉協議会に対して、総合社会福祉会館に係る県有財産の使用料を「収入の9割以上が県からの委託金、補助金等である団体が使用するとき」に該当するとして、100%減免しているが、この減免基準を適用する根拠資料のないまま減免していた。</p>	<p>減免基準を適用する根拠資料が添付されていなかった件については、直ちに整備の上、添付した。          また、今後の使用許可手続の際も同様に添付することとし、遺漏がないよう注意喚起を図った。          なお、使用料減免については、大分県社会福祉協議会は公共的団体であり、当該県有地を県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務又は事業の用に直接供するために利用しており、また、県は委託等により、地域福祉の推進に係る多くの役務の提供を大分県社会福祉協議会に要請していること等から、使用料減免基準の適用を見直し、平成25年4月1日付けで、減免基準A-2-(イ)の「県要請及び指定を受け試験・研究、役務の提供等を行う団体が使用するとき」に該当するとして、県有財産の使用料を100%減免することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書          58～59ページ          (110～111ページ)          福祉保健部</p>
	<p>【指摘事項】 運転免許センターに係る貸付料算定の取扱い          運転免許センターの建物を(財)大分県交通安全協会に貸し付けているが、貸付料の算定に当たり行政財産の貸付けに係る料率(土地6/100、建物8/100)ではなく、目的外使用の料率(土地5/100、建物7/100)によって貸付料の算定を行っていた。          本契約は3年間という期間を定めた定期建物賃貸借契約であることから、貸付けという契約形態に適合する貸付けに係る料率(土地6/100、建物8/100)を適用すべきである。</p>	<p>監査結果に加えて、「県有財産(行政財産)に移行した場合の形態を重視して、目的外使用に準じた取扱いをするならば、賃貸借契約の契約内容そのものを目的外使用許可に準じた内容とした上で行うべきであろう。」との見解が監査人から示されたことを踏まえ、委託事務の中止等公用・公共の必要が生じた場合に備えるため、貸付期間を従来の3年間から1年間に見直し、平成25年度から目的外使用許可に準じた契約内容とした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書59ページ          (111～112ページ)          警察本部</p>
	<p>【指摘事項】 県庁舎本館に係る行政財産の使用料減</p>	<p>徴収漏れの使用料(平成22年度分～平成24年度分)</p>	<p>報告書</p>

	<p>免の処理          県庁舎本館において、県が行政財産目的外使用許可に係る使用料を減免した団体の中に、減免基準に適合しない団体が含まれていた。県が減免基準に該当するかの判断を適切に行わなかったために発生したものである。使用料の徴収漏れについては団体から徴収するとともに、今後使用料の減免に当たっては、減免基準に適合するかを毎年度適切に確かめる必要がある。</p>	<p>について当該団体より徴収した。          平成25年度からは、減免するに当たり決算等の資料の確認が必要な団体については、毎年度必要書類を入手し、減免基準に適合するか確認し、減免対象外であれば使用料を徴収することとした。  <b>【対応済】</b></p>	<p>59～60ページ          (112～113ページ)          会計管理局</p>
	<p><b>【指摘事項】</b> 台帳登録誤り          「大分高等技術専門学校」近接の県有地は現在市道として大分市が使用、管理しているとしていたが、実際には市道ではなく、台帳上の登録が誤っていることがわかった。台帳の登録及び維持管理は適切に行う必要がある。</p>	<p>当該県有地については、監査結果を受け直ちに台帳を修正した。今後、台帳登録を行う際は、複数の職員で現場確認を実施するなどチェック体制を強化する。          維持管理については、県有地であることを明示するなど、道路として適切な管理を行っていく。  <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書60ページ          (113ページ)          商工労働部</p>
	<p><b>【監査意見】</b> 貸付料の減額申請手続          佐伯総合庁舎の一部を貸し付け、貸付料の減額を行っているが、貸付料の減額申請でなく、行政財産の目的外使用料の減額（免除）申請となっていた。</p>	<p>県有財産の貸付等を行う際には、根拠となる条例等により手続の流れを確認した上で、申請者から提出された書類の審査を徹底を行うことを徹底し、適正な事務処理に努めている。          また、関係所属に対しても、適正な事務処理を進めるよう、会議等で周知徹底を行い、審査時のミス防止に努める。          なお、減額は貸付料の減免率で適正に計算しており、徴収する貸付料に誤りはなかった。  <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書60ページ          (113ページ)          総務部</p>
	<p><b>【監査意見】</b> 貸付契約の更新手続          農村整備計画課所管の水利開発課中央管理センター用地については、用途廃止し普通財産に区分して国営用水施設の管理センター建設用地として九州農政局に貸与しているが、貸与期間が経過しているにもかかわらず、契約の更新が行われていなかった。          また、土地の状況からその所有権について市との話し合いを行う必要がある。</p>	<p>平成24年11月30日付けで九州農政局と貸与契約の更新を行った。          また、その後土地の所有権については、市と協議を行い、平成25年4月10日付けで当該土地を市に譲与した。  <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書60ページ          (114ページ)          農林水産部</p>
<p>(9) 未登記物件について</p>	<p><b>【指摘事項】</b>          農村整備計画課所管の土地の一部、及び県立学校の土地の一部について未登記状態となっている物件が存在した。県有財産規則第16条において、登記を要する県有財産を取得したときは、速やかに登記を行わなければならないとされており、これが行われていなかった。</p>	<p>(農村整備計画課所管の土地の一部について)          土地登記簿の複数の名義人がいる登記名義を変更するには名義人全員の同意が必要であるが、登記名義人の中には、すでに死去しているなど相続関係人が多数存在しているものもある。          また、相続関係人の中には登記変更の手続の協力が得られないなど、相続関係人全員から登記承諾の</p>	<p>報告書          60～61ページ          (114～115ページ)          農林水産部</p>

		同意を得るのは非常に困難な状況であるが、登記変更を今後も進めていく。 【対応済】	
		(県立学校の土地の一部について) 指摘のあった3件のうち、1件は相手方(津久見市)と協議を行うことで、登記完了に取り組んでいる。 他の2件については、現状では相続関係の手続の進展が見込めないが、引き続き相続関係人と協議を進めていく。 【対応済】	報告書 60～61ページ (114～115ページ) 教育庁
	【指摘事項】 民有地上の県有建物について未登記物件が1件存在した。借地上の県有建物については、原則として登記を行うべきである。	未登記物件の白杵津久見警察署上青江駐在所建物については、平成25年4月に登記した。 【対応済】	報告書 60～61ページ (114～115ページ) 警察本部
	【監査意見】 校長宿舍の2件について、システム上の土地台帳において登記の記載が漏れていた。 原因はシステム移行以前の手書き台帳において登記年月日の欄に記載がなく、移行時に登記年月日を空欄にしたまま登録が行われたことによるものと考えられる。 手書き台帳の沿革欄には登記が行われた記載があることから、システム移行時に注意して入力を行えば防げたと考えられる。今後システムを改修する際には、登記事項の重要性から必須情報とし、未入力の場合にはシステム上原則として一旦は受け付けない仕組みにする等対応を取ることが望ましい。	入力漏れのあった2件は、監査結果を受け、平成25年3月に修正入力を行った。 また、県有財産管理システムについては、平成25年12月に県有財産経営室が登記年月日情報の入力必須化の改修を行った。 【対応済】	報告書 60～61ページ (114～116ページ) 教育庁
	【監査意見】 上記のとおり未登記案件が発生していることから、今後は登記対象物件については確実に登記を行う必要上、登記済証を取りまとめの部署に提出するとともに、その写しを保存し、一元管理しておくよう規程を改訂されたい。 また、「県有財産の取得に伴う登記事務処理の促進について」(昭和51年7月20日 管第502号)に関して、例えば土地及び借地上の県有建物等、登記すべき対象を明確にしておく必要がある。	登記の有無については、現在、県有財産管理システムにおいて一元的に把握できるようにしており、今後も当システムにおいて一元管理し、新たに取得する際には、登記済証などにより登記があることを確認してから県有財産管理システムに登載する。 また、土地・建物など登記すべき対象については明確化し、平成25年9月に通知済であるが、今後も登記漏れがないよう各所管課に周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書61ページ (115～116ページ) 総務部
(10) 県立学校の耐震化について	【監査意見】 平成27年度末で、県立学校の耐震化率100%という	学校再編に係る耐震未対応物件の安全性の確保については、閉校までの間、代替場所の確保や使用頻	報告書 61～62ページ

	<p>国の目標に対して、大分県は前倒しで対応し、平成23年度末には学校再編関係での廃止予定等の建物を除き耐震化率100%を達成している。</p> <p>しかし、学校再編に係る耐震化未対応物件の再編までの期間の安全性確保については、学校側と十分に連携して漏れがないように取り組まれない。</p> <p>また、現在、対応が急がれている東日本大震災の際に問題となった建物の天井等の非構造部材の新たな対策についても、優先順位をつけて行うとともに、対応が完了するまでの期間はこれも学校側と連携を図って、現場での注意喚起を促す等、ソフト面の対応にぬかりのないようにお願いしたい。</p>	<p>度の低減化に取り組むなど、学校と十分連携を図っている。</p> <p>非構造部材の耐震対策については、平成24年度はすべての県立学校において、収納棚やテレビ等の転倒・落下防止対策を実施した。</p> <p>さらに、平成25年度は、天井等落下防止対策として耐震点検調査実施後、事業優先順位を決定するとともに、平成25年度以降の事業計画を策定し、順次施工に取り組む。</p> <p>なお、対策が完了するまでの間は、引き続き学校への注意喚起を行い、ソフト面の対応強化を進めている。</p> <p><b>【対応済】</b></p>	<p>(116～117ページ) 教育庁</p>
<p>消費生活・男女共同参画プラザ</p>	<p><b>【指摘事項】</b> この施設はPFIという手法を使って、県有地に民間資金で建物を建て、一定部分を県が賃借料を支払って借り受け、その約半分のスペースを会議室・研修室として貸出しを行っているが、その利用率が低迷している。利用率の低い原因は駐車場が少ないことにあるのか、それとも周知徹底が足りないのかは分からないが、中心地で利用率が低いとなると、有効活用がなされていないことになり、担当課及び県有財産を統括する部門はその原因を分析するとともに対応策を検討するべきである。</p>	<p>当施設は、営業目的の会議室利用を認めていない点及び有料駐車場がビル全体で10台しかないといった制約があるが、利用率の低いOA研修室を小会議室に変更するとともに、施設の有効利用を図るため、利用者に対し利用促進のためのアンケート調査を実施して、適切な利用率の算定、利用実績及び利用率が低い原因について分析を行い、より利用しやすい設備の整備や周知方法等の改善策に取り組んでいる。</p> <p><b>【対応済】</b></p>	<p>報告書 63～64ページ (119～122ページ) 生活環境部</p>
<p>共済借入</p>	<p><b>【監査意見】</b> 職員住宅に関して警察共済組合、公立学校共済組合及び地方職員共済組合より県が実質的に借入れを行っているが、低金利下において繰上償還ないし、借換えを随時実施しなかったことから、平成23年度までに機会損失が発生している。</p> <p>財源不足が常態化する中で、県有財産の各所管課としては、極力支出を抑えることが優先され、県全体としてはどうすべきかという視点が欠落したと考えられる。部局ごとの予算の考え方によって、県全体の観点からすると不効率が発生している場合があるため、全体的な予算統括部署はこのことに十分留意して取り組まれない。</p>	<p>本件は制度上、借換えができないが、繰上償還を行う場合は、多額の一般財源を必要とするため、県民サービスの低下を招かないよう、実施時期について様々な状況を総合的に判断すべきである。いわゆる交付税ショック等によって平成16年度に252億円にも及ぶ財源不足が生じた経験を踏まえると、これまで繰上償還を行う状況になかったと考えている。</p> <p>今回、繰上償還の判断に至ったのは、県庁舎の耐震改修事業において、国庫等の有利な財源が活用可能となり、当初予定していた県有施設整備基金からの繰入れを繰上償還に振り向けることができたことによるものであり、これまでの行財政改革の成果によるところが大きいと考えている。なお、2%超の金利負担は、今回をもって解消したところであり、今後とも、適正な財政運営に努めたい。</p> <p><b>【対応済】</b></p>	<p>報告書 64～66ページ (122～125ページ) 総務部</p>
<p>インフラ資産のアセットマネジメント</p>			

<p>【指摘事項】 土木事務所において、職員点検のスケジュール（日程表）が作成されていなかった。適切な点検時間の確保と人員の配置を行い効果的かつ効率的な点検が実施されるように、点検スケジュールを作成・管理しておくことが望ましい。</p>	<p>平成25年度から、年度当初に各土木事務所にて、当該年度に実施する点検計画表（スケジュール）を作成し、事務所、道路保全整備室双方で確認の上、適切な進捗管理を行うこととした。 【対応済】</p>	<p>報告書71ページ (135ページ) 土木建築部</p>
<p>【指摘事項】 現場点検時に作成した手書きの点検調書が保管されていないため、上長による現場点検のチェックや橋梁台帳システムへの入力 of 妥当性が検証できない状態となっている。また、点検調書の様式に移動時間や検査時間、入力者・査閲者欄が設けられていない。今後は手書きの点検調書も保管するとともに、点検調書には検査時間や査閲者欄を設けてチェック体制を整え、不適切な点検や記録による、誤った対応が取られるリスクを抑えた上で、適切な橋梁管理を行っていく必要がある。</p>	<p>平成25年度から、手書きの点検調書の保管も義務づけるとともに、点検調書の様式の変更も行い、検査時間、査閲者欄等を加え、上長によるチェックにおいて、現場作成分とシステム出力分の各点検調書の整合性の確認が確実にされるようにした。 【対応済】</p>	<p>報告書71ページ (135～136ページ) 土木建築部</p>
<p>【指摘事項】 点検結果を踏まえた対応が適切に文書化されていなかった。補修や調査等の対応の有無及び対応を判断した根拠を含むプロセスを文書化して、点検後の検討や対応がどのように行われたかを明確にしておく必要がある。</p>	<p>平成25年度から、点検結果を受けての今後の対応方針や対応した結果を点検調書に記載することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書 71～72ページ (136～137ページ) 土木建築部</p>
<p>【監査意見】 橋梁管理に係る業務職員は講習会に可能な限り出席するとともに、出席できない職員についての対応をルール化して、専門知識・能力の蓄積に努められたい。</p>	<p>定期点検に必要な技術を習得させるため、点検従事職員を対象に担当者会議等を開催し、点検手法、点検着目点等について説明を行っているが、さらに、平成25年度からは、点検従事職員が全員出席しやすいように、点検担当者会議を複数回開催することで、担当者会議への出席を原則化した。 また、各種技術講習会への出席状況を道路保全整備室にて一元的に管理し、講習会未出席者への講習会参加を働きかけ、点検技術の研さんを進めていくこととした。 【対応済】</p>	<p>報告書72ページ (137ページ) 土木建築部</p>
<p>【監査意見】 橋梁点検5箇年計画のうち、後半の平成24年度及び25年度にかけて前半年度部分のしわ寄せが生じており、このままでは5年間で終わらせるのは無理な状態となることも予想されることから、人員の面や予算の面等、関係部門と早めの協議を行い適切な対応を取る必要があると考えられる。</p>	<p>平成25年度に、国の交付金等の活用により、点検調査委託を増加させることができ、初回調査については、同年度中に完了できる見込みとなった。 2巡目点検では、点検進捗状況を確認した上で、計画的な点検となるよう進めていく。 【対応済】</p>	<p>報告書72ページ (138ページ) 土木建築部</p>

	<p><b>【監査意見】</b> 定期点検について、現在の当該土木事務所における日常的な統制だけでなく、定期的に例えば1年間に1回は本庁、あるいは他の土木事務所の熟練者によるレビューを導入する必要がある。</p>	<p>平成25年度から、点検結果を所内決裁を経て道路保全整備室まで報告することとし、さらに、道路保全整備室職員による点検結果に対する指摘等については、担当者会議等で周知し、事務所間の点検レベルの均一化を図ることとした。 <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書72ページ (138ページ) 土木建築部</p>
	<p><b>【監査意見】</b> 県の技術者OBの活用や橋梁点検スペシャリストの養成等の検討を行い、大分県橋梁長寿命化維持管理計画のこれまで以上の進展を図る必要があると考えられる。</p>	<p>限られた予算・人員の中で、膨大な数の道路施設を点検するためには、現役技術職員だけでなく、豊富な経験を持つ技術者OBの方々の支援は効果的と考える。関係部局と協議を行い、効果的なOBの活用方法について検討を進めていく。 また、点検スペシャリストの養成については、専門研修に職員を積極的に派遣し、個々の点検スキルの向上を図っていく。 なお、現在の大分県長寿命化維持管理計画については、初回点検完了後、内容について見直しを行うこととしており、より一層の進展を図っていく。 <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書 72～73ページ (138～139ページ) 土木建築部</p>
基金			
大分県県有施設整備基金	<p><b>【監査意見】</b> 県有施設に関する維持管理コストについては、現在算定されている17大規模施設以外の施設についても、概算でLCC（ライフサイクルコスト）を把握し、計画的な積立てを行う必要がある。</p>	<p>県有施設のうち、床面積が概ね10,000㎡以上の大規模17施設については、中長期的な保全計画に基づき、維持管理も含めた長寿命化対策を行っている。その他の施設については、年度ごとに見込まれる維持管理経費を毎年度の予算に計上し、経常的な維持補修等に対応している。長寿命化を図る観点から必要な修繕費等については、県有施設整備基金や県債などを活用することから、施設ごとの中長期的な保全需要を考慮しながら、計画的な基金積立てに努めたい。 なお、24年度3月補正予算においても、財政状況を踏まえ基金残高の確保を図ったところである。 <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書 77～78ページ (147～149ページ) 総務部</p>
大分県芸術文化基金	<p><b>【監査意見】</b> 県民芸術文化祭開催事業において、県は大分県民芸術文化祭実行委員会の運営費の内訳資料を入手していなかった。今後は事業実施実績書及び収支精算書の適切性を把握するために、内訳資料を入手する必要がある。</p>	<p>監査結果を受け、平成24年度実績から事業実施報告書に運営費の内訳資料を添付するように措置した。 <b>【対応済】</b></p>	<p>報告書78ページ (150ページ) 企画振興部</p>
	<p><b>【監査意見】</b></p>	<p>監査結果を受け、平成24年度実施のイベントから</p>	<p>報告書</p>



	大分アジア彫刻展や香り文化振興事業においては来場者から意見を集めるなどしてさらなる来場者の増加や県民の文化力向上に資するよう工夫されたい。	来場者アンケートを実施し内容を分析の上、今後の事業に活用するように措置した。 【対応済】	78～79ページ (150～151ページ) 企画振興部
ふるさととおおいた応援基金	【監査意見】 ふるさと納税寄附金の県の大分県の受入れ状況は低いことから、今後、より効果的な情報提供などの策を講じられたい。	現在、県外事務所の全職員を「ふるさととおおいた応援推進員」と位置づけ、県外の県人会や同窓会においてふるさと納税制度の周知と寄附金の確保に努めている。 また、県庁のホームページ内の「ふるさととおおいた応援サイト」では、これまで年1回であった寄附状況の公表を平成25年度から四半期ごとに更新することとし、平成24年度にはこれまでの寄附者に寄附金の活用状況をお知らせするとともに知事名の感謝状を送付した。 これまで、5千円以上の寄附者に、めじろん&メジッピーバッジ、グローバルタワー招待券、ポストカード、観光情報誌の最新号を送付しているが、通算2度目以上となるリピーター寄附者には重ねて送付することとなるため、平成25年度からリピーター寄附者や高額納税者には「坐来大分」のお食事券、大分トリニータ・ペア観戦券、フェリーさんふらわあの片道無料券、クーポン付き観光冊子等を追加送付している。さらに、観光情報誌の発刊に合わせ、大分県の情報を定期的に送付し、ふるさと大分を思い返す機会を増やすよう努める。 なお、平成24年7月のイオン株式会社との地域協働事業協定の締結を機に、電子マネー「大分すきっちゃんWAON」を使って買い物をした額の0.1%がふるさと納税として納付される仕組みを取り入れたところである。(平成25年4月受入額：284,319円) 寄附金は貴重な財源となるため、今後とも費用のかからない方法を工夫し寄附金の確保に努めている。 【対応済】	報告書80ページ (154ページ) 企画振興部
大分県災害救助基金	【指摘事項】 災害救助基金は普通税収入額等を加味して要積立額が算定されているが、監査人と担当課の算定値が異なったため担当課に確認したところ、普通税収入額の計算が誤っていたことが判明した。今後は担当課が税区分等を税務課に每期確かめるなどして、要積立額の適切な算定を行っていく必要がある。	平成24、25年度の災害救助基金の最低積立額を算定した際は、税務課に税区分の決算額を確認し要積立額の算定を行った。今後も税務課に決算額を確認し、要積立額の算定を行う。 【対応済】	報告書81ページ (155～156ページ) 福祉保健部
	【監査意見】 災害物資の保管状況を確認したところ、物資の賞	備蓄物資の保管については、賞味期限を記載した側面が見えるような積上げ方とし、また、備蓄物資	報告書81ページ (156ページ)

	<p>味期限が一目で判別できないような積上げ方になっていた。災害救助用備蓄物資の先入先出による在庫管理を容易にするため、物資の整理方法を改善する必要がある。</p> <p>また、災害物資に係る管理マニュアルが存在しないが、不測の事態にスムーズな対応を取られるようにマニュアルを整備・運用することが望ましい。</p>	<p>の賞味期限が早い順に並び替え、先入先出が容易にできるよう改善を図った。</p> <p>災害物資に係る管理マニュアルについては、平成25年度中に作成する。</p> <p>【対応済】</p>	福祉保健部
	<p>【監査意見】</p> <p>当基金及び備蓄物資の管理は福祉保健部地域福祉推進室により行われているが、業務の効率化を図るため生活環境部防災危機管理課への業務の所管替えも検討されたい。</p>	<p>災害救助基金は災害救助法に基づいて積み立てられた基金であり、厚生労働省所管であったために福祉保健部が所管してきた。</p> <p>しかしながら、国において平成25年度に同法の所管を内閣府に移管したこと等も踏まえ、県としても、今後所管のあり方を検討する。</p> <p>【検討中】</p>	報告書81ページ (156ページ) 福祉保健部
大分県医療施設耐震化促進基金	<p>【監査意見】</p> <p>基金の運用が不十分であった。基金担当者は資金の受入れ管理を十分に行い、取崩しを必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。</p>	<p>平成25年度、基金担当者は、会計管理局会計課主催の「基金の積立・取崩等に係る会計事務説明会」に積極的に参加するなど、取崩しを必要とする時期及び所要額等を適切に把握し、利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう、適正な基金運用を心掛けている。</p> <p>【対応済】</p>	報告書84ページ (161ページ) 福祉保健部
大分県地域医療再生基金	<p>【監査意見】</p> <p>大分県地域医療再生基金事業は総額66億円という多額で多くの事業メニューから構成されている。事業の目標と実績の詳細な差異分析や、施設整備補助については整備後の利用状況についても把握・検証を行った上で、県の医療政策に生かしていくよう検討されたい。</p>	<p>地域医療再生基金については、毎年度実施している事務事業評価に加えて、平成24年度から、地域医療再生計画の自己評価で事業で掲げた目標の達成状況や整備された機器・設備の稼働状況等を検証しているところである。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 86～87ページ (166～167ページ) 福祉保健部
	<p>【監査意見】</p> <p>地域医療再生施設設備整備事業補助金によって、平成22年度から平成23年度にかけて遠隔画像診断情報ネットワーク体制の整備を行う目的で、北部医療圏1病院で施設整備が行われているが、平成24年9月時点において、いまだ稼働実績がない状況にある。</p> <p>また同じく臨床研修病院でのネットワーク整備が行われているが、平成23年度に整備された3病院では、平成24年9月時点において稼働実績がない状況にある。</p> <p>整備した医療機関との調整を図り、地域医療の充実のために設備が有効に使われるよう促す取組を行う必要がある。</p>	<p>遠隔画像診断情報ネットワーク体制の整備を行った北部医療圏の1病院については、平成24年9月時点で稼働実績がなかったが、その後の病院間等の調整により、平成25年3月から稼働を開始している。</p> <p>また、平成23年度に臨床研修病院でのネットワーク整備を行った3病院については、整備後の個人情報の取扱いをどうするかといった調整等に時間を要していたため、平成24年9月時点で稼働実績がなかったが、その後の調整により、平成25年3月から稼働を開始している。</p> <p>今後も、事例を紹介するなど、設備が有効に活用されるよう促す。</p> <p>【対応済】</p>	報告書87ページ (167～168ページ) 福祉保健部

大分県国民健康保険広域化等支援基金	<p>【指摘事項】 ジェネリック医薬品差額通知システムの開発委託業務において、契約書で禁止されている再委託を行っていた。今後、契約書の内容については詳細に検討を行い、契約を行う必要がある。</p>	<p>システム開発委託業務は、平成23年度のみで終了しているが、今後委託契約を締結する際は、委託業務内容及び委託先の状況をより精査し、業務内容に合った契約書で契約を締結する。 【対応済】</p>	報告書88ページ (169～170ページ) 福祉保健部
	<p>【監査意見】 県は、基金管理者として、毎年度各市町村に対し国保財政のヒアリングを実施しているものの、国保会計の収支予測については一部の市からの入手にとどまっている。市町村の国保財政に対するリスク管理、県全体への影響の面を考慮すると、すべての市町村から収支予測を入手することが望ましいため、これを検討されたい。</p>	<p>これまで国保会計の財政状況については、ヒアリング等を行ってきたところであるが、平成25年度から定期的に収支予測資料を求める等により、的確に全市町村の国保会計の財政状況を把握することとした。 なお、平成25年5月までに、全市町村から国保会計の収支予測資料を入手した。 【対応済】</p>	報告書 88～89ページ (170～171ページ) 福祉保健部
大分県介護基盤緊急整備等促進基金	<p>【監査意見】 基金の運用が不十分であった。基金担当者は資金の受入れ管理を十分に行い、取崩しを必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。</p>	<p>平成25年度、基金担当者は、会計管理局会計課主催の「基金の積立・取崩等に係る会計事務説明会」に積極的に参加するなど、取崩しを必要とする時期及び所要額等を適切に把握し、利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう、適正な基金運用に取り組んでいる。 【対応済】</p>	報告書91ページ (175～176ページ) 福祉保健部
大分県介護職員処遇改善等促進基金	<p>【監査意見】 基金の運用が不十分であった。基金担当者は資金の受入れ管理を十分に行い、取崩しを必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。</p>	<p>平成25年度、基金担当者は、会計管理局会計課主催の「基金の積立・取崩等に係る会計事務説明会」に積極的に参加するなど、取崩しを必要とする時期及び所要額等を適切に把握し、利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう、適正な基金運用に取り組んでいる。 【対応済】</p>	報告書 92～93ページ (178～179ページ) 福祉保健部
大分県安心子ども基金	<p>【監査意見】 基金の取崩しが過大であったことにより、運用が不十分であった。基金担当者は資金の管理を十分に行い、取崩しを必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛け、事業資金の確保に努力する必要がある。</p>	<p>平成23年度の戻入の大半を占める事業は平成24年度で事業廃止した。 その他の事業については、年度末の会計課からの取崩時期の照会に対し、厳格な執行計画を立て、取り崩すこととした。 【対応済】</p>	報告書94ページ (181～182ページ) 福祉保健部
大分県障害者自立支援対策臨時特例基金	<p>【監査意見】 事業の評価において介護福祉士の登録者数があげられているが、前年度の実績値よりも翌年度の目標値が低い状態が続いている。目標値の重要な機能の</p>	<p>平成17年度に策定した「大分県長期総合計画 安心・活力・発展プラン2005」における平成27年度の目標値は12,800人と設定しており、この目標値を基に毎年度の目標値を定めていた。</p>	報告書95ページ (183～184ページ) 福祉保健部

	<p>一つには実績値を引き上げることがあり、そのためには努力すれば達成可能な最大値であることが望ましいことから、目標値の見直しをタイムリーに行う必要がある。</p>	<p>平成23年度のプラン見直しにより、平成27年度の目標値を16,400人に引き上げ、これに合わせ、平成24年度以降は、適正な目標値を設定している。 今後、適正な目標値となるよう適宜見直しを行う。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【監査意見】 基金の運用開始が遅れたり、取崩しが過大であったりしたことにより、運用が不十分であった。基金担当者は資金の受入れ管理を十分に行い、入金から基金繰入れまでのタイムラグを可能な限りなくすように努力するとともに、取崩しを必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。</p>	<p>平成24年度分について、運用開始時期は適切であり、取崩額も過大とならないよう努めた。引き続き、適正な基金運用を心掛け、利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう努める。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書96ページ (185ページ) 福祉保健部</p>
大分県社会福祉施設等耐震化等促進基金	<p>【監査意見】 施設工事に関して、県の土木事務所の設計審査の過程において検出した課題や問題点が、実際にどのように解決され、竣工審査の時点でそれが最終的に漏れなく確認されたのかについて、その顛末の分かる資料が残されていなかった。 少なくとも竣工審査の審査表においては、設計審査の段階で検出された課題や問題点に関する顛末が記載される必要がある。</p>	<p>平成25年度から、県の土木事務所の設計審査の過程において検出した課題については、対応状況を文書にて整備することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書97ページ (187ページ) 福祉保健部</p>
	<p>【監査意見】 基金の運用開始が遅れたり、取崩しが過大であったりしたことにより、運用が不十分であった。基金担当者は資金の受入れ管理を十分に行い、入金から基金繰入れまでのタイムラグを可能な限りなくすように努力するとともに、取崩しを必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。</p>	<p>平成24年度分についての基金の取崩しは過不足無く行った。引き続き、適正な基金運用を行い、利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう努める。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書97ページ (187～188ページ) 福祉保健部</p>
大分県自殺予防対策強化基金	<p>【監査意見】 大分県の自殺者はこのところ減少傾向にあり、全国的な位置づけとしても自殺死亡率は47都道府県中36番目に抑えられている。しかし、内訳として学生の自殺者が平成23年度は13人と前年度の倍以上となっており、ここ数年で最も高くなっていることから、</p>	<p>自殺の原因は個々複雑であり、正確な把握は困難であるが、関係部局から構成される自殺対策庁内連絡協議会において、情報交換などにより、できる限りの把握に努める。 なお、平成25年度の新規事業で、若年者向け自殺予防対策として、県内大学、専門学校等に対して、</p>	<p>報告書 98～99ページ (190～192ページ) 福祉保健部</p>

	関係部局と連携して原因を調査し、対策を検討していただきたい。	こころの健康の大切さ等を認識してもらうための講演会を実施した。 【対応済】	
大分県地域環境保全基金	【監査意見】 当該基金を使用した最も大きな事業である低炭素・グリーン社会構築事業の成果指標が、過去2年間実績が目標を上回る状態が続いていた。この事業は平成23年度で終了しており、今後この目標設定を見直すことはないが、今後この基金を使ったその他の事業も含めて、P D C Aを遂行する中で、その実効性を高めるためにも、事業の目標についてはタイムリーに見直しを行う必要がある。	低炭素・グリーン社会構築事業は、平成23年度で終了したため、その継続事業である地球温暖化対策推進事業では、指標を二酸化炭素排出量に関連性の高い「1世帯当たりの年間電力消費量」に変更し、P D C Aを遂行する中で、実効性を高めることができるよう配慮した。 今後も事業の目標設定に当たっては、進捗状況等を適宜把握し、事業の実効性を高めることに努める。 【対応済】	報告書100ページ (194ページ) 生活環境部
大分県消費者行政活性化基金	【監査意見】 基金により実施されている大分県消費者行政活性化事業について、市町村からの実績報告の添付書類の不備に対し県のチェックが適切に行われていないため、改善する必要がある。	平成24年度実績報告書の添付書類に不備のある市町村に対して個別指導するとともに、平成25年4月の市町村課長・担当者会議で改めて説明指導した。併せて、添付書類のチェックを複数人で行うよう見直し、今後は適正な事務処理を行っていく。 【対応済】	報告書102ページ (197ページ) 生活環境部
	【監査意見】 消費生活相談員養成講座研修委託事業について、受講者の選定の公平性、透明性を確保できるよう工夫されたい。	県内の消費生活相談員のうち、有資格者は大分市など一部地域に偏在していることから、消費生活相談員の養成は、地域の状況に応じて行う必要がある。今後、同様の事業を実施する場合、受講者の決定に当たっては、地域状況を考慮しながら、補欠合格者を設ける等の方法を取り入れるなど、公平で透明性のある選考を行う。 【対応済】	報告書102ページ (198ページ) 生活環境部
大分県県民安心協働応援基金	【監査意見】 ソーシャルビジネス支援事業の委託費の間接経費の妥当性が検討されていない。算定根拠を把握することが望ましい。	平成24年度については、受託者に対して間接経費の算定に係る根拠資料を提出させた。 今後も、受託者に対して間接経費の算定に係る根拠資料の提出を求める。 【対応済】	報告書104ページ (202ページ) 生活環境部
大分県公害被害救済等基金	【指摘事項】 被害の把握については漁協が現地調査等を行っており、担当課はこれに関して立会を行っているが、これを行った県の担当者の立会調書が作成されていない。立会を行った場合、その場の状況や相手側に対する質問とその回答、現地の状況等に関する調書を作成するのが当然であり、これが作成されていないければ、立会の担当者が被害状況の確認について十分に注意義務を果たしたことを疎明することはでき	平成25年3月12日付けで、「赤潮による漁業被害補填申請にかかる調査等実施要領」を改正し、振興局が「赤潮被害調査等立会調書」を作成の上、県知事あて提出することを義務づけるとともに、立会調書の様式を定めた。 【対応済】	報告書106ページ (205～206ページ) 生活環境部

	ない。今後は作成する必要がある。		
	<p>【監査意見】 赤潮被害の発生から認定審査会を行って補填金を支払うまで長期間を要している。被害者の立場に立って可能な限り迅速な対応をお願いしたい。</p>	<p>赤潮被害の発生から補填金申請までに時間を要していることから、平成25年度から漁協組合員に対し速やかに申請書を提出するよう指導している。 また、漁業被害認定審査会についても、赤潮発生が少なくなった段階でできる限り早期に開催している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 106～107ページ (206ページ) 生活環境部</p>
大分県環境保全協力金基金	<p>【監査意見】 ガスクロマトグラフ質量分析装置保守点検業務委託において、支出負担行為決議書に記載されていた根拠条文が誤っていた。決議書への記載とチェックを適切に行うべきである。</p>	<p>支出負担行為決議書に記載した根拠条文は、監査結果を受け、直ちに修正した。 今後、担当者が根拠条文を適切に記載するとともに、決裁の流れの中で複数人が適切にチェックを行い、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書109ページ (212ページ) 生活環境部</p>
	<p>【監査意見】 機械装置を購入する際に、本体価格（購入価額）の比較によって購入先が選定されている。機械装置購入後も当該購入先（系列会社含む）により保守点検費用（維持管理費）が不可避的・経常的に発生することが見込まれる場合においては、購入価額のみならず維持管理費も含めたトータルコストで業者比較を行い、契約を結ぶのが望ましい。</p>	<p>今後、経常的な保守点検を必要とする機械装置の購入において、保守点検を実施できる業者が機械装置の購入先に限定されることが見込まれ、併せて国庫補助金（交付金）上の制約がない場合に、長期的なトータルコストの比較に基づいて購入先を選定する入札手法の導入について、平成26年3月までに検討する。</p> <p>【検討中】</p>	<p>報告書 109～110ページ (212～213ページ) 生活環境部</p>
大分県企業立地促進等基金	<p>【監査意見】 基金の取崩しが過大であったことにより、運用が不十分な部分があった。基金担当者は取崩しを必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。</p>	<p>基金の取崩額は、これまで直近の予算額に基づいて決定していたが、監査結果を踏まえ、平成25年度からは、取り崩す直前の執行状況を確認の上十分精査し、可能な限り執行額に近づけるよう努力することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書111ページ (215ページ) 商工労働部</p>
大分県ふるさと雇用再生特別基金	<p>【監査意見】 新規就農者スキルアップ対策事業に係る簿冊の中に、対象者以外の者の給与明細が含まれていた。今後は個人情報保護条例に基づき、対象者以外の者に関する資料を入手・保管することがないよう留意するべきである。</p>	<p>委託費の精算にあたり、委託先事業者に対して人件費の支払状況の確認のため提出を求める資料については、個人情報保護の観点から、委託費から人件費を支払っている対象者の分に限定するよう平成25年4月に県・市町村担当課あて文書通知を行い、取扱いの徹底を図った。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書112ページ (217ページ) 商工労働部</p>
	<p>【監査意見】 新規雇用就農者等緊急育成事業の出勤簿の名前を勤務者ではなく、委託先の担当者が記載していたた</p>	<p>委託先事業者に対し支払いが確認できる資料の提出を求める場合など、出勤簿等の記載内容に誤りがないか十分確認するよう平成25年4月に県・市町村</p>	<p>報告書112ページ (217ページ) 商工労働部</p>

	め、記載内容に誤りが生じていた。出勤簿の記載内容に誤りがないよう確認する必要がある。	担当課あて文書通知を行い、指導徹底を図った。 【対応済】	
大分県緊急雇用創出事業臨時特例基金	<p>【指摘事項】 緊急雇用創出事業実施要領では新規雇用する労働者の雇用・就業期間が通算して1年以内と定められているが、緊急雇用犯罪多発地域安全パトロール推進事業において、雇用期間が通算して1年を超えた新規雇用者が平成22年度から平成23年度において23名存在した。当該労働者の雇用期間について、通算1年を超えた期間の人件費として支払った金額は24,860千円となっている。</p> <p>この基金は事業が多岐にわたり、問題が発生するリスクがあることから、事業担当課及び基金取りまとめ担当課が連携してチェックリストを活用する等、リスクに応じた内部統制を整える必要がある。</p>	<p>雇用創出基金事業の適正な事務処理について、平成25年3月及び5月に県・市町村担当課あて文書通知を行うとともに、平成25年7月に委託先事業者等を対象とした研修会を開催し、事業要件について周知徹底を図った。</p> <p>また、事業担当課が委託先事業者に説明する際のひな形等の作成や委託契約書、同仕様書等のひな形の改訂を行い、委託先事業者に対する事業要件等の説明の徹底を図った。</p> <p>さらには、「雇用創出基金事業チェックリスト」を策定し、各事業担当課において、チェックリストに基づき中間検査、完了検査を実施し、最終的に基金取りまとめ担当課において点検を行うこととする等、検査体制の整備を図った。</p> <p>【対応済】</p>	報告書113ページ (219～220ページ) 商工労働部
	<p>【監査意見】 緊急雇用学校学習環境整備事業計画書に臨時職員（新規雇用者）の職務内容が記載されているものの、職員の配置や職務内容の必要性が明記されておらず、新規雇用の必要性が明らかにされていない。それぞれの学校の現況を適切に識別して問題点を明確にした上で職員配置を行っていくことが望ましい。</p>	<p>配置先の学校が個別に実態を把握した上で、必要な人材を配置できるように業務内容や必要性を具体的に事業計画書に記載するとともに、計画を取りまとめる事業担当課において、記載内容について十分確認するよう平成25年4月に文書通知を行い、指導徹底を図った。</p> <p>【対応済】</p>	報告書113ページ (220ページ) 商工労働部
	<p>【監査意見】 緊急雇用学校学習環境整備事業において、ハローワークへの公募日（登録日）から2～3日以内に採用決定している学校があったが、この採用に係る過程や記録が残されていなかった。</p>	<p>平成25年3月に策定した面接調書により新規雇用する労働者の選考過程等の記録を残すよう委託先事業者を指導するとともに、事業担当課で直接雇用する場合も、同様に記録を残すよう平成25年4月に県・市町村担当課あて文書通知を行い、取扱いの徹底を図った。</p> <p>【対応済】</p>	報告書113ページ (220ページ) 商工労働部
	<p>【監査意見】 基金の取崩しが過大であったことにより、運用が不十分であった。基金担当者は取崩しを必要とする時期や金額を適切に把握し、利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。</p>	<p>基金取崩額は、これまで事業担当課から報告される1月末時点の決算見込額に基づき算定していた。平成24年度決算からは、基金取崩額の精度をより高めるため、2月末時点の決算見込額に基づき算定することに加えて、事業担当課には変更が生じた場合は速やかに報告するよう求め、可能な限り基金の積戻額が少なくなるようにした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書114ページ (221～222ページ) 商工労働部
	<p>【監査意見】</p>	生活保護受給者等就労支援事業における就労支援	報告書

	<p>大分県住宅・生活等緊急支援事業のうち生活保護受給者就労支援事業については、生活保護下にある世帯においても、就労能力のある世帯が就労によって自立でき、結果的に生活保護費が減少することは社会にとっても、その世帯にとっても望ましく、また、今回検証した結果、費用対効果の面で成果が見込まれることから、県としても、市に対し積極的に導入を働きかけるべきである。</p>	<p>員の配置を行っていない市に対して、平成25年5月に実施したヒアリングの際に、就労支援に関する状況を確認するとともに、配置するよう働きかけた。また、平成25年5月に開催した各市福祉事務所査察指導員会議の場においても、当該事業の有効活用を促した。 【対応済】</p>	<p>114～115ページ (222～224ページ) 福祉保健部</p>
大分県中山間地域等農村活性化基金	<p>【監査意見】 この基金を使用した活動は、現在のところ主として広報・啓発活動を行っているが、効果が限定的である。今後は棚田保護や中山間地域における、より具体的な活動に結び付くように、地域住民やボランティア団体等と連携を強化する等、工夫する必要がある。</p>	<p>平成24年度から、地域住民やNPOなど多様な主体による草刈り、稲刈り、水路等の清掃等の保全活動に対しても支援することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書 116～117ページ (226～227ページ) 農林水産部</p>
大分県森林整備加速化・林業再生基金	<p>【監査意見】 椎茸生産基盤整備総合対策事業において、椎茸生産施設の整備に補助金を出しているが、要領上求められている相見積りが取られていることの確認が行われていなかった。 また、乾椎茸増産対策基盤強化事業については、要領に入札・相見積り等の購買上の要件が定められていない。</p>	<p>椎茸生産基盤整備総合対策事業において、平成25年5月に、実施要領第3号様式的设计図書の(注)3に「2社以上の見積書を添付すること」を追記し、見積書の添付を義務づけた。 また、乾椎茸増産対策基盤強化事業については、平成23年度単年度のみのものであるが、今後同様の事業があった場合、「2社以上の見積書を徴収及び添付すること」を明記する。 【対応済】</p>	<p>報告書118ページ (230ページ) 農林水産部</p>
	<p>【監査意見】 林業再生里山対策事業において、侵入竹林伐採・除去面積が事務事業評価上の目標数値となっているが、当該目標数値が実態とそぐわず、目標値としての機能を果たしていない。</p>	<p>整備目標を設定し事業を実施したが、対象となる森林所有者の費用負担や不在村所有者（所有者が森林がある市町村内に居住していない）の問題から、整備目標に達することができなかった。 本事業は平成23年度で終了したが、今後同様の事業があった場合は、実態に適合した目標設定を行うこととする。 【対応済】</p>	<p>報告書118ページ (230ページ) 農林水産部</p>
大分県森林環境保全基金	<p>【監査意見】 平成24年9月末日現在において、毎年公表する森林環境税の使用実績に係る、県民への説明資料である『森林環境税の取組み実績』の平成22年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）分が、平成23年11月1日に開示されている。今後はよりタイムリーな県民への開示を心掛けてもらいたい。</p>	<p>森林環境税活用事業の事業実績を取りまとめ、平成25年度から、例年よりも早い7月末にホームページへの掲載を行った。 【対応済】</p>	<p>報告書119ページ (231～232ページ) 農林水産部</p>
	<p>【監査意見】</p>	<p>平成25年度から、計画と実績をできる限り数値化</p>	<p>報告書119ページ</p>



	<p>開示内容については、ホームページ上の大分県森との共生推進室が開示している『森林環境税の取り組み実績』の目標と実績が比較可能な状態で明確に記載されていないものがあるなど、読者側から見て理解しやすい内容となっておらず、どの程度の成果があがっているのか、不明確となっている。</p>	<p>して比較するなど、事業の目的や内容、実績が分かり易いようにホームページへの掲載を行った。 【対応済】</p>	<p>(232ページ) 農林水産部</p>
大分県水源地域振興基金	<p>【監査意見】 基金の取崩しが過大となり、運用が不十分であった。取崩しを必要とする時期や金額を適切に把握し、当面必要でない資金については、適切に運用することで利息に関する機会損失を可能な限りなくすよう適正な基金運用を心掛ける必要がある。</p>	<p>関係資料による確認を確実に行うなど、負担金を交付する相手方（日田市）との連絡調整を緊密に行うことにより、取崩額が過大とならないよう改善を図ることとした。 【対応済】</p>	<p>報告書120ページ (233ページ) 土木建築部</p>
基金に関する補足	<p>【監査意見】 基金運用の実務担当部局は基金の積立て及び取崩しの会計事務処理マニュアル等を整備するとともに、基金事務に関する説明会等を通じて関係課に対して指導を行う必要がある。</p>	<p>基金の積立て、取崩し等に係る関係課の役割、事務処理方法を明確にするため、平成25年4月に「基金の積立、取崩等に係る財務会計システムの標準的事務処理手順書」を作成し、5月に基金事務担当者を対象とした研修会を開催した。 また、より適切かつ効率的な基金運用を行うため、毎年度「基金運用計画」策定に当たり実施している2月の基金所管課ヒアリングに加え、3月にも取崩額等の変更の有無を再度確認することにより、連携の強化を図ることとした。 さらに、基金に係る関係課の役割や事務処理方法を明確化するため、現行の諸規程を見直すとともに、新たに要綱（要領）を制定し、全所属に周知することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書121ページ (236ページ) 会計管理局</p>
貸付金			
大分県地域総合整備資金貸付金	<p>【指摘事項】 一部の貸付先について、毎年度決算期末後に徴収すべき貸付金償還状況報告書が、未入手であった。当該報告書は借入金の償還が順調に行われているか確認することはもちろん、財務内容に大きな変化がないか確認するために必要なものであるため、入手を徹底する必要がある。</p>	<p>一部の借入人が未提出であった借入金残高状況報告書については、監査後すぐに指示し、報告させ、内容について検査を行った。 今後は報告漏れがないよう、適正な事務処理を徹底した。 【対応済】</p>	<p>報告書125ページ (244ページ) 企画振興部</p>
	<p>【監査意見】 貸付先の財務状況を正確に把握するため、決算書でチェックすべきポイントを定めた上でチェックした結果を記録として残すべきである。</p>	<p>毎年度報告を受ける決算書については、平成25年度から新たにチェック表を作成し、財務状況の確認を行うこととした。 【対応済】</p>	<p>報告書125ページ (244ページ) 企画振興部</p>

大分県介護福祉士等修学資金貸付金	<p>【監査意見】 債権が滞留して相当期間経過しているものがある。これらについて長期にわたって管理し続けているため、管理コストがかさんでいる。延滞が発生し始めた当初に人員や時間等の資源を投入して、十分に貸付者の状況を捕捉し、滞留債権となることを防ぐべきであった。 今後の改善策としては、初期の延滞時点に速やかに対応を行うことにより、長期の延滞に移行することを防止することができると考えられることから、取り組む必要がある。</p>	<p>大分県介護福祉士等修学資金貸付金制度については、平成14年度以降新規貸付けは実施していないが、今後、新規の貸付けを行う際は、監査結果に留意し、滞留債権の発生防止に努める。 【対応済】</p>	報告書127ページ (247～248ページ) 福祉保健部
大分県看護師等修学資金貸付金	<p>【監査意見】 滞留債権が発生して時間が経過してしまうと解消させるまでに多大なコストがかかってしまうため、そのような事態に陥らないために滞留発生初期から債権管理簿を有効に利用して早めに解消するように管理すべきである。</p>	<p>滞留債権が発生した場合は、大分県債権管理マニュアルに基づき管理してきたところであるが、今後も今まで以上に債権管理簿を有効に利用し、督促、催告を速やかに行うなど、迅速、適切に管理を行っていく。 【対応済】</p>	報告書 128～129ページ (250～251ページ) 福祉保健部
大分県医師修学資金貸付金	<p>【監査意見】 この貸付制度は、平成19年度に創設されたため現時点での返済実績はない。将来において、当該貸付金の利用者が医師としてどの程度地域医療機関に定着しているか調査することによりその効果を検証する必要がある。</p>	<p>当該貸付金の利用者である学生が、今後どの程度医師として地域医療機関へ定着するかについては、1期生の義務期間終了後（平成31年度予定）から調査・検証することとしている。 【対応済】</p>	報告書130ページ (253～254ページ) 福祉保健部
大分県医師研修資金貸付金	<p>【監査意見】 当該貸付制度は、平成19年度に創設され大部分が返還免除の要件を満たしていることから現時点での返済実績はほとんどない。 将来時点において、当該貸付金の利用者が医師としてどれくらい地域医療機関に定着しているか調査することによりその効果を検証する必要がある。</p>	<p>当該貸付金の利用者である医師の県内定着状況については、毎年度調査しているところであり、今後も事業効果を検証していく。 【対応済】</p>	報告書 131～132ページ (256～257ページ) 福祉保健部
大分県立病院運営資金貸付金、三重病院運営資金貸付金	<p>【指摘事項】 病院事業会計の中に「三重病院運営資金貸付金」という名称の三重病院に対する過去の施設整備に係る貸付金が残っている。これはすでに閉鎖された三重病院への債権であり、病院事業として一体管理するために病院局が承継し、そのまま残しているという説明を受けた。しかし、いまだこれに関する返済スケジュールは策定されていない。病院事業の事業計画上也早急に策定される必要がある。</p>	<p>平成25年度中の返済スケジュールの策定に向けて、県立病院と協議中である。 【検討中】</p>	報告書 132～133ページ (258～259ページ) 福祉保健部
大分県介護保険財政安	<p>【監査意見】</p>	<p>「縦覧点検」については、平成23年度は実施率</p>	報告書134ページ

定化基金貸付金	<p>介護給付適正化推進運動の項目のうち、「医療情報との突合、縦覧点検」についてはその実施率が全国平均を大きく下回っている（平成22年度）。他の項目に比べ費用対効果が大きいと考えられるため、早期に実施できる体制を整えるよう検討されたい。</p>	<p>100%を達成し、全国平均75.8%を24.2ポイント上回った。 また、「医療情報との突合」については、平成25年度に大分県国民健康保険団体連合会が全国共通の「国保連合会介護給付適正化システム」に加えて、より効率的な「医療情報との突合」が行えるよう独自システムを開発したところである。さらに、各市町村職員による「国保連合会介護給付適正化システム」の活用を推進するため、平成25年度、大分県国民健康保険団体連合会の職員を県内7箇所（研修拠点7市町）に派遣し、実地でシステムの操作研修を行っている。 【対応済】</p>	(261～262ページ) 福祉保健部
大分県母子寡婦福祉資金貸付金	<p>【監査意見】 滞留債権については得られる回収額に対してかかるコストのほうが多いため、事務コストを抑えることができる管理方法がないか検討されたい。</p>	<p>債権管理を行う嘱託職員の一層の活用（市への償還指導、同行しての訪問徴収、電話による督促）を図るとともに、平成25年10月以降の新規貸付決定分に係る償還金について、納期内に納入しなかった借主等から、免除基準に該当する場合を除いて新たに違約金を徴収し、納期内納付を促進することにより、滞留債権の削減と回収額の増加を進めることで、総合的に回収額に対する事務コストの削減に努める。 【対応済】</p>	報告書 135～136ページ (264～265ページ) 福祉保健部
	<p>【監査意見】 違約金について免除基準を明確化するとともに、その基準に該当しない場合に違約金を徴収できる体制を早期に整える必要がある。</p>	<p>上にも記載したとおり、平成25年10月に具体的な免除基準を定め、免除基準に該当する場合を除いて新たに違約金を徴収することとした。 【対応済】</p>	報告書136ページ (265～266ページ) 福祉保健部
大分県専修学校等技能修得奨学金	<p>【監査意見①】 平成23年度末において滞納額が1,738千円発生している。滞納は一旦発生するとその後の管理に多大な労力と時間を要することとなるため、発生した初期において返還交渉をしっかりと行い早期に解消することが必要である。</p> <p>【監査意見②】 滞納者の中において、実態として回収が不可能と考えられる者で免除等の申請をしていない貸与者に対しては免除等の申請を促し処理する必要がある。</p>	<p>①平成24年度からは、年1回の返還免除申請（市町村経由）時期の直前に、滞納者に対し、手紙及び電話で、未納分の催促をするとともに返還免除制度がある旨を伝え、利用を呼びかけている。また、全ての奨学生に返還状況を通知するとともに、収入状況の変化に伴う無理のない返還方法として、返還方法の変更（年賦→月賦）なども可能である旨を通知し、新たな滞納者が発生しないように取り組んでいる。 【対応済】</p> <p>②平成24年度からは、年1回の返還免除申請（市町村経由）時期の直前に、滞納者に対し、手紙及び電話で、未納分の催促をするとともに返還免除制度がある旨を伝え、利用を呼びかけている。また、全ての奨学生に返還状況を通知するとともに、収入状況の変化に伴う無理のない返還方法として、返還方法</p>	報告書 137～138ページ (267～269ページ) 生活環境部

		の変更（年賦→月賦）なども可能である旨を通知し、新たな滞納者が発生しないように取り組んでいる。 【対応済】	
大分県中小企業高度化資金貸付金	<p>【監査意見】 A方式について、利用実績を上げるためには柔軟な利率設定やスピード感のある融資実行ができないか検討されたい。 また、そのような方策を実施した上でもなお需要がないようであれば、休止を検討すべきではないかと考える。</p>	<p>県が中小企業者へ貸付けするA方式における融資条件や手続き等については、大分県中小企業高度化資金貸付規則等（以下「規則等」という。）に規定しているが、A方式の場合、県が（独）中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）から資金を借り受けて中小企業者に貸し付けるため、規則等の規定は「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則」（以下「準則」という。）に準じて定めなければならないこととなっている。 このため現行制度の枠組みの中で融資条件等を柔軟に変更できるか機構と協議したが、準則は全国的な情勢等を考慮して定めており、現時点で適切な規定と考えているとのことであり、各県ごとの事情に応じて融資条件や手続き等を変更することはできない。 また、当制度は、中小企業向けに全国一律に設けているものであり、本県のみ休止することは、現時点では困難である。 【対応不可】</p>	<p>報告書 138～139ページ (270～271ページ) 商工労働部</p>
	<p>【監査意見】 滞留債権については得られる回収額に対して事務コストのほうが多いため、事務コストを抑えることができる管理方法がないか検討されたい。</p>	<p>現在管理している滞留債権の多くは、昭和50年ごろに貸付けを行ったものであり、現在その多くは主債務者がすでに倒産し、連帯保証人についても、死亡、行方不明、高齢化に伴う資力減少により回収は困難な状況であるが、公平な負担の観点から、回収の努力を続けている。 また、回収の見込みがなく、回収費用よりも回収額が少額となることが明らかな債権をサービサー等に売却、若しくは債権回収委託しようとしても、経済的合理性がなく、いずれも引受手がないと推測されるが、すべての滞留債権を対象に、平成25年度中に委託等の可能性について再検証する。 その検証結果のいかんにかかわらず、今後とも必要最小限のコストで保証人資力調査等を行うなど、できるだけ効率的な管理に努めていく。 【検討中】</p>	<p>報告書139ページ (271ページ) 商工労働部</p>
	<p>【監査意見】 小規模企業設備資金については、現在休止しており再開予定もないため、これに係る特別会計の繰越資金について自主返納ができないか検討する必要がある</p>	<p>中小企業設備導入資金特別会計繰越金については、小規模企業者等設備導入資金のうち延滞債権回収が完了した設備貸与事業分553,956千円を、平成25年3月に返納した。</p>	<p>報告書139ページ (272ページ) 商工労働部</p>

	ある。	また、現在延滞債権回収中である設備資金貸付事業分については、根拠法である小規模企業者等設備導入資金助成法が平成27年3月に廃止される予定であり、それまでに回収等に努め、法廃止に合わせて繰越金を返納する。 【対応済】	
大分県農業改良資金貸付金	【監査意見】 今後発生する貸付について、県は貸付資格認定事務のみ行うこととなっているが、債務者の事業計画を慎重に検討して、返済スケジュールの実現可能性を高めるよう貸付資格認定可否を慎重に検討する必要がある。 農業改良資金という性格から審査の段階で可能な限り計画の吟味と計画内容に関する指導を十分行う必要がある。	貸付資格認定のみならず、事業計画についても関係機関で密に連携を取りながら検討し、併せて貸付後のアフターフォロー（経営担当及び該当する品目担当の普及員による指導、確認など）も綿密に行う。 【対応済】	報告書 140～141ページ (274～275ページ) 農林水産部
大分県林業・木材産業改善資金貸付金	【監査意見】 他の類似する事業に資金需要がシフトしたこと等で貸付実績が減少傾向にあることを考えれば、当該貸付事業に事務コストをかけて県が実施するよりは、リスクの低い転貸中心にシフトできないか検討されたい。	転貸では連帯保証人が不要となるなど借受者にとっても有利な点もあることから、県も国への貸付計画（H25）において融資枠を、直貸：転貸＝1：9で申請するなど転貸を推進することとした。また、借入相談時にまずは転貸を検討するよう説明会を通じ関係機関へ働きかける。 【対応済】	報告書 141～142ページ (276～277ページ) 農林水産部
大分県沿岸漁業改善資金貸付金	【監査意見】 今後発生する貸付については、債務者の事業計画を慎重に検討して返済スケジュールの実現可能性を高めるとともに、債務者が返還できない状況に陥った場合に連帯保証人から確実に返還できるように、連帯保証人の資力も十分に検討して貸し付けるよう心掛ける必要がある。審査の段階で可能な限り計画の吟味と計画内容に関する指導を十分行うことが重要といえる。	事業計画については、関係機関で密に連携を取りながら検討し、併せて貸付後のアフターフォロー（普及員による指導、確認など）も綿密に行う。また、連帯保証人の資力を審査の段階で確認できるように「大分県沿岸漁業改善資金事務処理要綱」を平成25年8月に改正した。 【対応済】	報告書143ページ (279ページ) 農林水産部
大分県就農支援資金貸付金	【監査意見】 農業法人への就職等が増え当該貸付制度を必ずしも必要としない就農形態が増えてきたこと、また、実際に貸付実績が伸びない中でも新規就農者は増加傾向にあることを考慮し、当該貸付制度の在り方について検討する必要がある。	現在、国において当該貸付制度の在り方について検討しており、平成26年度に検討結果を公表することから、その結果を踏まえ対応を検討することとした。 【検討中】	報告書 144～145ページ (281～283ページ) 農林水産部
大分県高等学校等奨学金貸与事業費貸付金	【監査意見】 「高等学校等奨学金（第一種）貸与事業費貸付要綱」第4条第2項には、「～、大分県高校生修学支援	平成25年4月に、当該貸付要綱の該当箇所を正しい号数に修正した。 【対応済】	報告書147ページ (287ページ) 教育庁

	基金条例（平成21年大分県条例第107号）～」との記載があるが、この条例の号数は間違っており、当該貸付要綱の該当箇所を正しい号数に修正する必要がある。		
大分県地域改善対策奨学金貸付金	【監査意見】 滞留債権については得られる回収額に対して事務コストのほうが多いため、事務コストを抑えることができる管理方法がないか検討されたい。	市町村との連携を強めることにより、免除・猶予制度の利用促進や事務手続の効率化を進め、滞留債権の発生防止を図った。 【対応済】	報告書148ページ (289～290ページ) 教育庁
	【監査意見】 滞留債権の発生を未然に防ぐには、債務の免除や返還債務の履行猶予の手続が迅速に行われる必要がある。そのために、本人の所得証明は不要にするなどの法の弾力的運用が可能かどうか検討されたい。	免除・猶予申請のうち保護者申請分は、平成25年度から本人の所得証明を不要にするなど、申請事務の効率化を行った。 【対応済】	報告書 148～149ページ (290～291ページ) 教育庁
地方債			
広域営農団地農道整備事業	【監査意見】 農道は完成して供用に付されているが、農道計画に盛り込まれている道路周辺の農業関連施設はその多くが造られていない状態であり、このままでは物流機能を主たる目的とする農道の役割が十分に果たされず、計画時点で想定した地方債の償還負担に見合った受益が十分に得られない恐れがある。 担当課は地元である市や町、事業者たる農業関連団体等と協議を行い、これら農道を今後どのように生かして県の農産物の物流に利用するのかを再度検討の上、対処されたい。	計画時にあった道路周辺の農業関連施設は農協の広域化や、施設機能の集約等によって移設又は統廃合されたものもあるが、本農道を活用している。 農道は、国・県道を補完する役割があり、地域の道路ネットワークの一翼を担っている。これにより、農産物や営農資機材等の輸送効率が格段に向上し、地区内での新たな生産団地の形成や、農業への企業参入が進む等農業振興に大きく寄与している。 なお、農道計画時に新規に計画した施設については、市町村・農協の合併等を機にこれまでより広い範囲を対象として再配置されてきており、より効率的な利用が図られるよう施設規模や建設場所等について、引き続き関係機関を指導していく。 【対応済】	報告書 159～160ページ (311～314ページ) 農林水産部

(注) 表中の「報告書」とは、平成25年3月29日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第544号により公表された「平成24年度包括外部監査結果報告書」である。（備考欄括弧書きのページ数は当ホームページ中の平成24年度「包括外部監査結果」掲載の同報告書ページ数）

### 平成24年3月30日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：大分県における補助金等について)

監査対象補助金名	監 査 結 果	措 置 の 内 容	備 考
企画振興部 地方バス路線維持費補助金	【監査意見】 (3) (収支改善計画の検討について) 本当に収支を改善したいという意思があるのな	平成23～24年度にかけて実施した「大分県地域間幹線バス系統実態調査事業」の調査結果について、関係バス事業者への提供と運行内容の見直し等の検	報告書27ページ (48ページ)

	<p>らば、たとえば時系列で路線ごとの収支の推移を見て改善が進んでいない路線については新たに対策を検討したり、また、どのような対策が有効かを把握するために利用者に対してアンケートを実施するなど、長期的な視点に立った継続的な取組が必要ではないかと考える。</p>	<p>討について依頼を行った。 今後も、利用者ニーズへの対応や利便性の向上などを図るため、系統ごとの運行内容の見直し等について、各バス事業者と継続的に協議する。 【対応済】</p>	
	<p>【監査意見】 (4) (実績報告書の検証について) 継続的に補助金を受けている事業者に対しては、数年に一度は事業所に赴き、運行記録や業務日誌と照合するなどして実績報告書の信憑性を確認する必要があると考える。</p>	<p>平成25年度分から、対象系統から一部ピックアップして実績報告書の内容と運行記録等との照合作業を行うこととした。 【対応済】</p>	<p>報告書27ページ (48～49ページ)</p>
<p>生活環境部 大分県消防協会補助金</p>	<p>【監査意見】 (3) (県庁内事務局について) 県庁内に事務局を置く団体は他にも存在するが、通常は外に事務局を置く財源を賄えないほどの財政状況にある極めて例外的なケースと認識している。このことからすれば当協会は、十分に事務局財源を賄えることから、県庁の外に事務局を持つていくことも検討されたい。</p>	<p>平成26年1月に県庁外への移転を完了した。 【対応済】</p>	<p>報告書51ページ (95ページ)</p>
<p>簡易水道等施設整備費 補助金</p>	<p>【監査意見】 (2) (効果の検証について) 県は補助金等の効果の検証を測る上で、「給水人口の増加」を挙げているが、給水施設を整備する以上、給水人口が増えるのは当然であり、補助事業の適切な効果指標とはいえないと考える。 効果の指標としては、事業後の住民満足度の調査などを市町村とともにに行い、必要な地域に必要な事業が行われているかといった視点で評価する方法が望ましいものと考えられる。</p>	<p>この事業は未普及地域解消のための国費補助に追加で行う補助であり、現在、水道普及率の向上を効果の指標としている。 平成24年10月に市町村を通じて水道未普及地域等の意識調査を実施した結果、国費補助事業の対象となりにくい小規模集落において、安全な生活用水の確保に苦慮していることがわかったことから、既存の事業は平成24年度までに補助している継続事業のみとし、平成25年度から新規に「小規模給水施設普及支援事業」を創設し、地域住民の生活用水の確保に努めている。 事業の評価については、事業内容が拡充したことを踏まえ、適切に効果を計ることのできるよう、指標として水問題を解決した地区数を設定する。 【対応済】</p>	<p>報告書52ページ (98～99ページ)</p>
<p>商工労働部 小規模事業経営支援事業費補助金</p>	<p>【監査意見】(大分商工会議所) (1) (経営指導員の配置について) 本所のほか市内6箇所に経営相談センターを設置しており、会計は統合されているものの、それぞれに経営指導員を配置している。経営支援という専門性が要求される業務については多くの事例</p>	<p>包括外部監査による指摘を受け、経営指導員18名全員による「経営指導会議」を平成24年度に23回開催し、また会議をより充実させるため、多くの経営支援事例を検証するなど、経営指導員間での活発なディスカッションを通して、経営支援・指導能力の向上に努めている。</p>	<p>報告書62ページ (117～118ページ)</p>

	<p>の比較検討、指導員の間でのディスカッションなどによってその能力が高められることから、各支所に所属する経営指導員を本所1箇所の所属として、お互い切磋琢磨することによってその能力をより高めていく必要がある。</p>	<p>また、併せて商工会議所内部において、今後の経営指導員の配置についての中期計画の策定及び検討方法について、協議を進めてきたところである。 その結果、本所1箇所に全経営指導員を集約配置するにあたっては、平成25年度中に新たに関係者からなる検討会等を設置し、まず地区内商工業者の理解を得ながら、会員サービスが低下しないような指導体制の再構築を具体的に検討していくこととした。 【検討中】</p>	
大分県大規模投資促進補助金	<p>【監査意見】 (1) (投資金額の妥当性について) 大規模投資促進補助金は、対象要件が設備投資額80億円（製造業）と多額であるが、補助金交付要綱には、補助金を受ける側の契約についての定めがない。そのため、補助金を受ける側が、仮に経済合理性から考えて不当に高額な金額の契約を結んだ上で補助金の申請をしたとしても防止・発見できない状態となっている。つまり、投資金額の妥当性を確保するための定めがないため、経済的合理性を欠く取引について発見・防止できない可能性がある。 特に一定金額以上の取引や関係会社間の取引については、取引金額の合理性を確保するための仕組みを設けるべきである。一定金額の契約においては、入札や相見積りなどの要件を設ける必要があり、技術上代替可能性を有しない特定の取引（随意契約型）については、その旨を申請・実績の過程で示すよう求めるべきである。 特に親子会社や関連会社などの関係会社間で取引を行う場合には、適正な価格での取引が行われない場合も考えられることから、一定の歯止めをかける必要があると考える。 親子会社間取引においては、原価に一定金額の付加利益を付した企業集団内部の売価を設定し、その金額は企業集団外部との取引における販売単価よりも金額が低いのが通常であることから、補助金交付に係る対象取引で関係会社間取引の場合には、このような通常行われる合理的な取引の結果で申請するよう要綱等を見直すべきである。</p>	<p>系列会社や関係会社間の取引による設備導入は、企業が独自に開発等を行ったものが多く、また、技術上代替できないことから、入札や相見積りにはなじみにくいと考えている。 しかしながら、監査意見を踏まえて、補助金の申請時点において、代替できない理由や取引価格の算定根拠等の確認ができるよう、今後は、交付要綱10条の規定に基づき、補助対象資産の契約区分を記載した一覧表の提出を求めるとともに、独自開発した設備など技術上代替できない特定取引については、個別に価格根拠を明示してもらうこととする。 【対応済】</p>	報告書98ページ (190～191ページ)
農林水産部 農業振興運動推進事業	<p>【監査意見】 (1) (組織体制について)</p>	<p>協議会の事業目的のうち「水田農業の構造改革に関すること」については、従前から、事務事業の全</p>	報告書105ページ (203ページ)



費補助金

振興協議会は、旧農業振興対策協議会の活動を引き継いだ農業振興班、旧園芸振興協議会の活動を引き継いだ園芸振興班、水田農業改革推進協議会の事業を行う水田農業班の3班に分かれている。

この3班の事業のうち水田農業班の事業については、従来から水田農業改革推進協議会（平成23年6月より農業再生協議会に改称）の事業として行われているため、振興協議会の総会資料を見ても報告事項としてあげられているだけで、水田農業班の歳入・歳出予算案等が採決されることはない。

このように水田事業が別の協議会の事業として扱われていることを考えると、農業者の経済的、社会的地位の向上を目指す団体としては、組織として過渡期にあると言える。

そもそも振興協議会の事業目的として、ア農業・農村に関すること、イ園芸の振興に関すること、ウ水田農業の構造改革に関すること、と定めているが、県としては振興協議会の事業を吟味し、もう少し事業目的を絞った上でそれに合うような組織体制に誘導する必要があるのではないだろうか。

例えば、振興協議会の事業のうち、農業賞の表彰事業が農業者の生産意欲を喚起し、モチベーションを維持していく上で必要な施策と考えるならば、これまでよりも充実した表彰制度を整え、より多くの生産者のやる気を高めることを事業の目的とし、それに応じた組織にしていくなどが考えられる。

また同様の趣旨からすれば、県費の支出方法についても、負担金というかたちではなく使途を定めた補助金として支出して実績報告を求めるべきと考えられる。

【監査意見】

(2) (事務コストについて)

事務局についても振興協議会の事務局とは別に各班が各々別個に設置している。各班が別々に事業を実施していることによると思われるが、組織としてのまとまり感にも欠けるし、個々に事務局があることにより事務コストもかかるのではないだろうか。

園芸振興班の事務局との関係も含めて組織の在

てを水田農業再生協議会で行っているため、事業目的から削除するとともに、平成24年度末をもって水田農業班を廃止した。

また、園芸振興班については、平成26年度に各生産者協議会の機能をJ Aおおいた統一部会へ移転し、平成27年度に園芸振興班の機能そのものをJ Aおおいたへ移転する方向で関係団体等と協議を進めている。

なお、県費の支出方法については、平成25年度から、農業振興班における農業賞関係の負担金を除き、使途を限定した補助金とした。

【検討中】

協議会の組織の見直しについては、3つの班についてそれぞれ次のように行うこととしている。

水田農業班は、平成24年度末をもって廃止した。  
 農業振興班は、協議会の事務局として存続する。  
 園芸振興班は、平成26年度に各生産者協議会の機能をJ Aおおいた統一部会へ移転し、平成27年度に園芸振興班の機能そのものをJ Aおおいたへ移転する方向で関係団体等と協議を進めている。

【検討中】

報告書105ページ  
 (203～204ページ)

	<p>り方を検討する余地がある。</p> <p><b>【監査意見】</b>  (3) (協議会の独立性について)  振興協議会には、幹事又は専門員として主管課をはじめとした多くの県職員がかかわっていること、また、事務コスト削減のためとはいえ、園芸振興班以外の事務局が県庁内にあり主管課県職員が事務局職員を兼任していること、振興協議会の収入の半分は県からの負担金で賄われていること等の状況を考慮すれば、実質的には県からの独立性が弱い団体と捉えられる。  したがって、県は自らに対してより簡便的な方法で県費を支出してしまうという問題が発生する余地があることから、安易な協議会運営を行わないように留意する必要がある。  その一方で、人的にも財政的にも自主・自立した団体へ誘導していくことも念頭におく必要がある。</p>	<p>協議会は、県と県内農業関係団体との協働のための組織であり、県及び団体の負担金にその収入の大部分を頼らざるを得ないという事情があるため、ある程度人的、財政的に依存的な組織であることはやむを得ないものと考えます。  しかしながら、県費の支出方法については、安易な協議会運営に陥らないよう、平成25年度から、農業振興班における農業賞関係の負担金を除き、使途を限定した補助金とした。</p> <p><b>【対応済】</b></p>	<p>報告書105ページ (204～206ページ)</p>
<p>農業金融対策事業利子補給費補助金</p>	<p><b>【監査意見】</b>  (2) (事業計画の検討方法について)  計画申請から計画承認までの間に、利子優遇されている農業制度資金を使用する場合は、事業計画、特に償還計画に無理がないか、設備投資額が過大ではないのか等、計画の合理性について検討することが重要となる。  計画の合理性について第一義的には当然事業を推進する部署が検討するが、その際に推進側としてはどのように慎重に検討したつもりであっても、やはり無視をしてしまう危険性がある。  発生している事象を見ても、事業の見積りが甘いケース、設備投資が過大なケース、借入過多のケース等、もう少し慎重な取組を行い合理的なキャッシュ・フローに見合った設備投資額にすることや、慎重な事業計画に見合った借入金額に抑える等の対処をすれば、防げたとみられるケースもある。  これを防ぐには事業を推進する部署とは異なる部署が、資金調達も含めた事業計画の中身を確認して慎重な運用を行うことが望ましい。相互牽制という考え方はどうしても必要である。  現状の組織でいえば、借入れが発生する場合には団体金融の部署が検討を行い、事業推進部署に</p>	<p>補助事業を実施する際、経営規模や収益見込みが過大なものにならないよう、事業決定前の段階で、受益者負担分について融資が可能かどうかの審査を行うため、「農業経営体経営安定対策連絡会議」において、平成24年度に「効果的な農業施設補助金執行検討会」を立ち上げて、事業推進部署と融資審査担当部署との連携を図る仕組み作りについて検討を実施した。  その結果、平成25年5月に開催した「農業経営体経営安定対策連絡会議」において、事業推進部署と融資審査担当部署で連携し、同会議で補助事業決定前の情報共有を行っていく旨確認した。  また、県内全振興局においても、就農サポート会議等事業実施見込者の確認に係る協議の場に資金担当者を同席させるなど、事業担当部署による補助事業決定前に資金担当部署との情報共有を行うこととした。</p> <p><b>【対応済】</b></p>	<p>報告書110ページ (213～214ページ)</p>

	<p>対して一定の牽制を行っているようであるが、事業がある程度進行してしまっている状況では国の補助事業が絡むことも多く、その牽制に実効性が乏しい。</p> <p>したがって、現状の組織を前提とすれば、一定の金額以上の案件については、事業が固まる前の早い段階において団体金融のような独立した他の部署での検討が必要と言える。</p> <p>また、他の部署での検討については、事業推進部署とは異なる見解も出てくる可能性はあるし、それに対して推進部署の抵抗もあることが考えられるが、これはあくまでも合理的な結論に導くためのいわゆる仕組みであり、独立部署の意見について、推進部局としては慎重な対応が求められるべきである。</p>		
水田農業構造改革対策推進事業費補助金	<p><b>【監査意見】</b></p> <p>(1) (再生協議会の組織等について)</p> <p>再生協議会は農業者戸別所得補償制度の円滑な実施に当たることを目的として設置されたものの、従来から存在した水田協議会、担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会を整理、統合し効率化を図る目的もあったと思われる。</p> <p>しかし、現状は今でも3つの協議会が従前からの事業を各々別個に実施しており、事務局もそれぞれ別個に設置されている。統合するに当たり現場の混乱を防ぐ意味もあると思われるものの、事務作業の効率化やコスト面を考えれば、ゆくゆくは事務局を一本化することも必要と考える。</p> <p>また、今後の再生協議会の主要事業が農業者戸別所得補償制度事業にシフトすることを考えると、担い手育成総合支援協議会や耕作放棄地対策協議会と連携することが今まで以上に必要になると考えられるため、農業者戸別所得補償制度事業を円滑に遂行する面からも事務局を一本化することが望ましいと考える。</p>	<p>国の指導の下、農業再生協議会の設置に当たって、担い手育成総合支援協議会と耕作放棄地対策協議会を構成員として加え、関係部署が連携して円滑な事業実施に努めている。また、それぞれの協議会の目的に沿った活動ができるように、県、団体の関係部署に事務局を設置し、関係する組織が密接に関与して各協議会の目的とする事業を効率的に実施している。</p> <p>協議会活動の内容は、協議会が直接事業実施するものや地域協議会へ助成金を交付するものなど事業内容や交付金の流れも異なり、協議会を統合し事務局を一本化することで事業の簡素化にはつながらない。また各協議会の構成員や業務が異なり、それぞれの協議会の業務に精通した人員の再配置、若しくは新たな人員の確保や事務局の設置が必要となるなど、事務局の一本化が必ずしもコスト削減にはつながらないと判断している。</p> <p>ただし、農業者戸別所得補償制度は、平成25年度は「経営所得安定対策」と名称変更され、平成26年度に向けて本格的見直しをされるとされており、本対策の県及び地域段階の推進母体となる農業再生協議会の在り方についても見直しの可能性があり、国の動向を踏まえて必要な見直しを行う。</p> <p><b>【検討中】</b></p>	報告書120ページ (233～235ページ)
教育庁 大分県文化関係団体補助金	<p><b>【監査意見】</b></p> <p>(1) (事務局の独立性について)</p> <p>県の説明としては事務局を移すことも検討して</p>	<p>平成24年度、大分県ユネスコ協会連盟の事務局の受け皿について、関係団体協議を行った。</p> <p>さらに平成25年度は、プロジェクトチームをつく</p>	報告書144ページ (282ページ)

	<p>いるが、任せるほどの主体がなかなか現れていないことと、事務局職員の人件費が賄えるほどには収入がなく、また会費受入れの便宜上受け皿が必要だったこともあって現在の体制となっていることである。</p> <p>資料を閲覧し、担当者にヒアリングしたところ、権利能力なき社団の要件は満たしているが、県からの実質的独立性という点では連盟の事務局ポストが局長、次長ともに県職員であり、事務作業についても県職員が行っていることから問題がないとはいえない。</p> <p>九州の他県の状況は鹿児島県及び沖縄県が、大分県と同じく県庁内に事務局を置いているが、事務作業は両県ともに団体職員が担っていることであり、福岡県、佐賀県、長崎県については民間の各団体が独自に活動しているとのことである。</p> <p>各県によって活動状況等は異なるが、大分県の場合も将来的には事務局を県より独立させるように努力すべきである。</p>	<p>り、事務局移管についての検討を行い、今後2年程度の期間を設けて、事務局の受け皿を決定できるように関係者で協議を進めている。</p> <p>【検討中】</p>	
--	--	---	--

(注) 表中の「報告書」とは、平成24年3月30日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第527号により公表された「平成23年度包括外部監査結果報告書」である。（備考欄括弧書きのページ数は当ホームページ中の平成23年度「包括外部監査結果」掲載の同報告書ページ数）

平成23年3月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：大分県における外郭団体の事業運営とこれに対するモニタリング及び統制)

監査対象団体名	監 査 結 果	措 置 の 内 容	備 考
企画振興部 財団法人大分県文化スポーツ振興財団	<p>【監査意見】</p> <p>(1) (受託料の精算について)            大分県立総合文化センターの管理運営に係る受託料について、剰余金が発生した場合、県に返還することになっているが、財団の経営努力をさらに高めるために、当該事項の見直しが必要である。</p>	<p>受託料の精算については、利用料金制度を採用しているため、税法上の関係から、iichiko総合文化センターの管理業務に係る支出が収入を下回った場合、その差額を県に返還する必要があり、当該差額分を財団に留保させることは困難である。</p> <p>【対応困難】</p>	報告書17ページ (29ページ)
農林水産部 大分県土地改良事業団体連合会	<p>【監査意見】</p> <p>(1) (今後の事業運営について)            今後の事業運営に当たっては、支部事務所の統廃合も含めた抜本的な効率化の検討が必要である。</p>	<p>今後の事業運営の指針となる長期計画については、一昨年、県内各地を襲った梅雨前線豪雨災害に伴う災害復旧事業を優先的に実施したこと、政権交代により補正予算での農業農村整備事業費の大幅な増額等があり、情勢を見据えることが極めて難しかったことから、平成24年度内での策定ができず、平成25年度の予算等の動向等を考慮し、平成25年4月より</p>	報告書106ページ (207ページ)

		<p>着手し7月に完成させた。</p> <p>今後は、諸事情の変化に敏感に対応し、柔軟な対策を講じる必要があることから、人員の合理化を進めることとし、平成22年度当時66人の正規職員を50人に削減することを基本とし、会員への支援に影響を及ぼさない範囲で効率化を進めていく。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【監査意見】</p> <p>(7) (日出町の土地・建物について)</p> <p>日出町の土地・建物については、有効に活用されていないため、速やかに売却等を検討する必要がある。</p>	<p>日出町との協議が整い、平成25年9月に不動産の取得についての議案が日出町議会に上提され、議決された。これを受けて、平成25年10月28日に土地連と日出町との間で土地・建物の売買契約が締結された。</p> <p>【対応済】</p>	報告書108ページ (211ページ)
<p>土木建築部 大分県住宅供給公社</p>	<p>【監査意見】</p> <p>住宅供給事業は既に役割を終えており、このままでは向陽台を完売するまでに10年程度は必要と考えられる。</p> <p>向陽台の販売のために分譲事業を継続することは不合理であり、判田台の完売にめどがついた時点で分譲事業から撤退し、残った分譲資産は県が継承して販売代理等の形でやるのが望ましいといえる。</p> <p>分譲事業撤退後は公社という形態を残すか、別途法人形態でやるかを検討して、県営住宅管理事業及び賃貸管理事業に集中して借入金の返済を進めていくべきと考える。</p>	<p>住宅供給公社では、平成25年度から5箇年間の経営方針、事業ごとの計画及び取組、組織体制や収支見込を盛り込んだ「中期経営計画」を策定し、平成28年度までに分譲事業を終了し、分譲事業撤退後は、公営住宅管理事業や公社賃貸管理事業を中心に効率的な経営に努め、引き続き地方住宅供給公社法の目的である住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することとしている。</p> <p>現在、本計画に基づき、分譲団地の早期売却や市営住宅の管理受託の拡充に取り組み、併せて借入金の返済を進めているところであるが、公営住宅法上の「管理代行」など、別の法人ではできない個別業務等を勘案し、現公社の形態は継続することとしている。</p> <p>分譲団地である向陽台については、平成25年11月現在で全区画の8割を超える218区画を販売し、引き続き残区画である44区画の完売と借入金の安定した返済ができるよう全力を挙げて販売促進に取り組んでいる。</p> <p>取組の重点としては、販売促進対策部会の設置、住宅メーカー等への営業活動、宅地価格の適宜見直しであり、県においてもプロジェクトチームを設置し、引き続きフォローアップしている。</p> <p>また、公営住宅管理事業のうち県営住宅については、平成24年度の現年度収納率が99.61%(全国4位)、収入未済額も6年連続圧縮するなど指定管理者としての成果を着実に上げており、平成26年度から平成28年度の間で管理代行を導入することが決定している。一方、市営住宅については、現在4市で管理を</p>	報告書120ページ (235ページ)

		<p>受託しているが、来年度以降も複数市で管理代行による管理を開始する予定であり、県営・市営及び公社住宅の一体的な管理による入居者サービスの向上、公社経営の安定化及び業務の一層の効率化が図られる見通しとなっている。</p> <p>【検討中】</p>	
--	--	--	--

(注) 表中の「報告書」とは、平成23年3月31日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第511号により公表された「平成22年度包括外部監査結果報告書」である。（備考欄括弧書きのページ数は当ホームページ中の平成22年度「包括外部監査結果」掲載の同報告書ページ数）